

平成29年2月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成29年度当初予算等関係)

元気づくり総本部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。
あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年2月定例会議案説明資料目次

元気づくり総本部

【予算関係】

議案番号	件 名	課名等	頁
第1号	平成29年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表) とっとり元気戦略課 広域連携課 広報課 県民課 とっとり暮らし支援課 参画協働課 女性活躍推進課 東部振興課	1 2 4 5 11 13 23 31 40
	2 歳入歳出事項別明細書		45
	3 節の明細		49
	4 債務負担行為に関する調書	広報課ほか	52

【予算関係以外】

議案番号	件 名	課名等	頁
第32号	鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部改正について	県民課	54
第33号	鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について	とっとり暮らし支援課	76
第59号	関西広域連合の公平委員会の事務の受託に関する規約を定める協議について	広域連携課	81

議案説明資料総括表

元気づくり総本部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり元気戦略課	632,154	625,264	6,890			16	632,138	
広域連携課	52,799	47,232	5,567			6	52,793	
広報課	319,146	326,551	△ 7,405			168	318,978	
県民課	30,334	30,818	△ 484			133	30,201	
とっとり暮らし支援課	463,998	364,329	99,669	117,780		102,030	244,188	
参画協働課	150,843	3,157,178	△ 3,006,335	4,750		107,107	38,986	
女性活躍推進課	103,179	80,732	22,447	12,821		10,497	79,861	
東部振興課	28,990	32,667	△ 3,677	719		5,055	23,216	
参画協働課 一中部地震復興本部事務局	(43,039)	(0)	(43,039)	(6,519)		(36,520)		
合計	1,781,443	4,664,771	△ 2,883,328	136,070		225,012	1,420,361	

<説明>

【とっとり暮らし支援課】
 -みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業(53,546千円)
 -小さな拠点機能形成推進事業(59,621千円)
 -まちなか暮らし総合支援事業(13,000千円)
 -(新)「とっとりで待つとります」IJUターン推進事業(74,108千円)
 -(新)移住定住情報発信強化事業(18,319千円)

【参画協働課】
 -トットリズム県民運動拡大事業(59,909千円)
 -(新)震災復興活動支援センター(仮称)設置事業(13,039千円)
 -(新)震災復興活動特別支援事業(30,000千円)

【女性活躍推進課】
 -(新)託児機能付きサテライトオフィス推進事業(10,589千円)
 -(新)ストレスオフ環境拡大事業(6,804千円)
 -(新)地域における女性活躍推進事業(9,411千円)

【東部振興課】
 -(新)ビッグデータを利用した県内農産品・農産加工品改善モデル事業(1,439千円)

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

とっとり元気戦略課（内線：7132）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	297,318	297,066	252				297,318	

事業内容の説明

一般職の職員（42名）の人件費

元気づくり総本部 管理運営費	11,209	10,463	746			(繰入) 8	11,201	
トータルコスト	41,411千円	（前年度 43,994千円）	[正職員：3.8人、非常勤職員：1.0人]					
主な業務内容	各部局との連絡調整、元気づくり総本部の予算・決算事務、議会調整事務等							
工程表の政策目標(指標)	一							

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

とっとり元気戦略課（内線：7132）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	311,476	304,139	7,337				311,476	

事業内容の説明

一般職の職員（44名）の人件費

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

とっとり元気戦略課（内線：7644）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政推進費	9,546	10,391	△845			(繰入) 8	9,538	
トータルコスト	81,873千円	(前年度 75,894千円)	[正職員：9.1人、非常勤職員：1.0人]					
主な業務内容	「鳥取県元気づくり総合戦略」の取組の推進、県政顧問等の設置							
工程表の政策目標(指標)	県民とともに創る元気づくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成27年10月に策定（平成28年6月改訂）した「鳥取県元気づくり総合戦略」の推進及び「鳥取元気プロジェクトチャレンジ70」の政策項目の実現に向けて取り組むとともに、部局をまたがる県政の重要課題に対応するため、各種会議の開催や外部有識者等の意見を県政に反映させる取組を実施する。

2 主な事業内容

(1) とっとり元気づくり推進本部

部局をまたがる重要課題に対応するため、部局横断型チームを設置して取組を検討・推進するとともに、鳥取県元気づくり総合戦略の進行管理、地方創生の実現に必要な事項の協議・調整を行うもの。

(2) とっとり創生チーム会議（670千円）

鳥取県元気づくり総合戦略の推進に当たり、産官学金労言で構成する検証機関として設置し、取組の検証を実施するもの。

(3) 県政顧問・県政アドバイザリースタッフ（2,317千円）

県政の重要事項（分野）に関する大きな方向性に対し、大局的見地から助言及び提言を得るために、県政顧問を設置するとともに、政策課題に対し、専門的見地から助言及び協力等を得るために、外部有識者を県政アドバイザリースタッフとして任命し、全庁的な活用により迅速かつ柔軟な課題解決に取り組むもの。

（設置根拠：鳥取県県政顧問設置規則及び県政アドバイザリースタッフ設置要綱）

(4) 総合教育会議（469千円）

知事、教育委員会及び外部有識者による協議・意見交換を通じて「教育に関する大綱」の策定や重点的に講すべき施策等について協議・調整を行うもの。

（設置根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律、鳥取県附属機関条例）

(5) 県・市町村行政懇談会（472千円）

県知事と市町村長が、地方行政や地域の課題等について意見交換を行うことにより、共通認識を持ち、解決に向けて連携した取組の強化を図るもの。

(6) その他諸経費（5,618千円）

政策研究費	2,605	3,205	△600				2,605	
トータルコスト	3,400千円	(前年度 3,205千円)	[正職員：0.1人]					
主な業務内容	政策課題の調査研究、関係課との調整等							
工程表の政策目標(指標)	県民とともに創る元気づくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

年度途中に発生した緊急の政策課題について、機動的な調査・検討を行うための経費である。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内 容
政策課題情報収集	1,600	・調査委託（委託料） ・訪問調査、有識者ヒアリング等（旅費、謝金）
その他諸経費	1,005	事務費等
計	2,605	

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

広域連携課（内線：7131）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知事会等負担金	52,799	47,232	5,567			(雑入) 6	52,793	
トータルコスト	102,077千円（前年度 95,580千円） [正職員：6.2人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	各種知事会等への参画・運営に係る負担金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	行政課題について近県と共通認識を共有し、連携を強化すると共に、国の地方分権の取組を促進させ、着実に地方分権を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全国知事会をはじめとする各種知事会議等の構成団体として、他の都道府県等との連携強化を進め、行政ニーズの広域化への対応や国の施策等に対して意見を述べるなどの提案・要望活動等を行う。

2 主な事業内容

- ・全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合、近畿ブロック知事会等が実施する事務に係る構成団体としての負担金及び非常勤職員報酬等（事務補助1名）。
- ・29年度本県で開催される、ふるさと知事ネットワーク知事会合及び中四国サミットの開催経費。

(単位：千円)

区分	予算額	内 容
全国知事会	(7,898) 7,885	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の都道府県知事で組織 ・国の施策に対し、都道府県が一致して地方の立場で意見を述べる等の活動を実施する。
中国地方知事会	(1,282) 1,282	<ul style="list-style-type: none"> ・中国5県の知事で組織 ・中国地方の共通する課題等について連携し取り組むとともに国の施策に対し、共同で意見を述べる等の活動を実施する。 ・広域で連携して取り組むテーマごとに部会を設置し、広域行政ニーズに対応している。
関西広域連合	(25,123) 28,674	<ul style="list-style-type: none"> ・関西の2府6県4政令市で組織 ・行政ニーズの広域化への対応やスリムで効率的な行政体制の構築を目指し、広域観光・文化振興等7分野の事務を実施する。 ・鳥取県は7分野のうち、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療の3分野に参加する。
近畿ブロック知事会	(250) 250	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿ブロック7府県及び三重、徳島、鳥取の知事で組織 ・構成府県の共通する課題等について議論し、緊急アピールや提言等の活動を実施する。
日本創生のための将来世代応援知事同盟	(500) 500	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の発想と実行力を持ち、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す13県知事で構成 ・女性や若者など多様な人材が地方で活躍できる社会づくり、「結婚」から「子育て」まで切れ目ない支援のあり方について提言等の活動を実施する。
日本海沿岸地帯振興連盟	(600) 600	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸の12府県で組織 ・国の施策に対し、提案・要望等の活動、合同勉強会等を実施する。
ふるさと知事ネットワーク知事会合及び中四国サミット開催経費	(0) 1,669	<p>以下の会議開催に伴う、会場使用料等の開催に要する経費。</p> <p>○ふるさと知事ネットワーク知事会合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地勢の異なる地方の13県が「自立と分散・連携」を掲げ、政策のイノベーションを進めるとともに、必要な政策転換を国に提言する。 ・平成22年度から毎年度各県持ち回りで開催している。 <p>○中四国サミット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国四国各県知事、中国経済連合会、四国経済連合会が一堂に会し、中四国が一体となり、全体的な発展を図ることにより、東京一極集中の是正、多極分散型国土の形成を促進する。 ・平成元年度から毎年度各県持ち回りで開催している。
その他諸経費	(11,579) 11,939	
計	(47,232) 52,799	

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費 3目 広報費

広報課（内線：7097）
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	72,634	66,223	6,411				72,634	
トータルコスト	101,247千円（前年度 86,498千円）		[正職員：3.6人]					
主な業務内容	委託業者選定・契約、情報発信内容調整等							
工程表の政策目標（指標）	・県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施 ・流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的

全国での鳥取県の認知度・好感度向上のため、マスメディア等を活用した県外への情報発信を行うなど、年間を通じた計画的な露出を図り、基幹的な情報発信を継続的に強化する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
基幹的情報発信	年間を通して、首都圏を中心としたマスコミに対する広報活動を行い、番組制作・雑誌等への掲載を働きかけ、メディアでの露出を確保し、全国への情報発信を行う。 ※債務負担行為(平成28年度11月補正)により着手済	(20,243) 20,244
フットワーク型情報発信	緊急性・重要性の高いテーマに柔軟に対応することで、マスメディアなどを活用したタイムリーかつ効果的な情報発信を行う。 <情報発信の例> テレビ番組誘致、著名人のイベント招へい、広告掲載、全国的な訴求力のあるイベントの支援など <情報発信テーマ> より話題性の高いテーマを臨機応変に設定する。 ・中部地震復興関連 ・大山開山1300年祭 ・食のみやこ鳥取（新品種梨、鳥取和牛（オレイン55）、特選とっとり松葉がに五輝星、新食材等） ・トワイライトエクスプレス瑞風 ・移住先としての魅力（生活環境の良さ、田舎暮らしの発信） ・アクセスの向上（高速道路の整備等による道路の利便性向上、航空便利用による旅の魅力発信） ・山陰海岸ジオパーク	(41,608) 48,108
マスメディア等招へい経費	テレビ番組プロデューサーや放送作家など本県への視察招へい等を行い、番組内の企画で取り上げてもらう。	(492) 492
情報発信研修会	各所属の情報発信担当者を対象として、県外へ効果的に情報発信するポイント等について有識者を招へいし、研修会を実施する。	(182) 182
その他諸経費		(3,698) 3,608
合 計		(66,223) 72,634

3 これまでの取組状況、改善点

- 県外情報発信担当部局との連携を図りつつ民間有識者あるいは外部専門家の助言を参考にしながら、様々な切り口による情報発信を展開している。
- 全国への効率的な情報発信を目指して、PR会社を活用したメディアへの働きかけ・情報提供を行い、首都圏メディアを通じた情報発信を推進している。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広報課（内線：7755）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
インターネット広報費	11,081	20,451	△9,370				11,081	
トータルコスト	28,567千円 (前年度 37,607千円) [正職員：2.2人]							
主な業務内容	県公式ホームページ「とりネット」の管理・運営							
工程表の政策目標（指標）	見やすく利用しやすいホームページをつくり、迅速に情報更新							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県公式ホームページ「とりネット」を活用して、県政情報等を迅速、的確に発信する。

2 主な事業内容

- CMS（※1）の運営、各所属への運用補助、研修・相談による指導・支援等を行う。
- とりネットのウェブアクセシビリティ（※2）の向上のための修正等を行う。
- 外部委託により専門性の高い改修作業や府内からの高度な相談への対応を行う。
- とりネットで文字が見えづらいかた向けの音声読み上げサービスや外国人向けの自動翻訳サービスを提供する。

(※1) CMS…コンテンツマネジメントシステム (Content Management System) の略称
サイトの管理、編集を一元的に行うソフトウェアをいう。本県では平成18年に導入した。

(※2) ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者など年齢や身体の条件に関わらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることをいう。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・とりネットを通じ、県政のさまざまな情報を適時に情報発信した。特に鳥取県中部地震が発生した際には特設ページを立ち上げ、元気なとつとりの発信や、被災者向けの情報の発信に取り組んだ。
- ・とりネットの全ページをチェックし、不要なページの削除を行うとともに、委託事業者と連携してウェブアクセシビリティに問題のあるページの修正を行い、利用しやすさへの向上に取り組んだ。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広 報 課 (内線: 7097)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報連絡協議会運営支援事業	27,090	26,912	178				27,090	
トータルコスト	30,269千円 (前年度 30,031千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	補助金の申請書審査・支払、市町村・民間との連絡調整、事務局運営の管理監督							
工程表の政策目標(指標)	県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県の魅力の県内外への情報発信や、県内関係機関の広報実務担当者の能力向上に取り組んでいる鳥取県広報連絡協議会の運営を支援するため、補助金を交付する。

2 主な事業内容

(1) ふるさと鳥取ファンクラブの運営

会員に本県の新鮮な情報を届け、会員と本県とのつながりを保持・強化することにより、県外会員を通じた本県への観光訪問の増加、県産品消費の拡大、移住定住の促進を図るとともに、県内会員のふるさとに対する自信と誇りを醸成する。

○会員数: 5,249人 (平成27年度末現在)

○会費: 普通会員 2千円 (2年間)

特別会員 1万円 (5年間)

ふるさと会員 ふるさと納税 (1万円以上) (1年間)

○会員特典:『とっとりNOW』等による情報提供・交流会への参加

県内観光施設等の利用券交付・協賛店割引

(2) 県総合情報誌『とっとりNOW』の発行

本県の魅力を取材・編集した季刊誌を発行し、マスメディア関係者をはじめ、ふるさと鳥取ファンクラブ会員、県政顧問、とっとりふるさと大使等に配布し、本県魅力の発信を図る。一般向けに販売(309円(税込))も行う。

○発行回数: 年4回

○仕様・規格: A4判36頁・オールカラー

○発行部数: 毎号9,000部

(3) 広報ワークショップの実施

会員(県、市町村、民間)等を対象に開催し、県内関係機関の広報実務担当者の能力の向上を図ることにより、情報発信の強化を図る。

(4) 写真ライブラリーの構築

県総合情報誌『とっとりNOW』の撮影・取材により蓄積されたデータ及び県から引き受けた写真素材等を広報連絡協議会のホームページ内に写真ライブラリー(名称: 鳥取県撮れたて写真館)として公開する。

(参考) 鳥取県広報連絡協議会

- ・昭和32年11月設立

- ・会長: 県元気づくり総本部長

- ・事務局: 県元気づくり総本部広報課内

- ・専従職員: 常勤職員1人、非常勤職員3人

- ・会員: 県、市町村、民間有志

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費 3目 広報費

広 報 課 (内線: 7021)

(単位: 千円)

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一 般 財 源	
県政だより広報費	54,177	56,123	△1,946			(雑入) 8	54,169	
トータルコスト	76,431千円 (前年度 77,957千円)			[正職員: 2.8人、非常勤職員: 1.0人]				
主な業務内容	広報紙の編集・発行							
工程表の政策目標(指標)	県民が求める必要な情報を分かりやすい紙面で提供する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県政や県内のさまざまな情報を県民に分かりやすく広報するための広報紙「とっとり県政だより」の制作・発行を行う。

2 主な事業内容

事業名	内 容
「県政だより」発行事業	対象: 県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関、銀行、郵便局、県内コンビニエンスストアにおいても配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 207,700部/月 とりネットで公開(テキスト情報、画像情報、電子書籍)

新聞テレビ等委託広報費	122,156	124,715	△2,559				122,156	
トータルコスト	138,052千円 (前年度 140,311千円)			[正職員: 2.0人]				
主な業務内容	新聞・テレビ・ラジオ広告の制作、県政テレビ番組の企画・制作							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県政広報を効果的に進めるため、全庁の広報テーマを集約し、新聞、テレビ、ラジオ等各種広報媒体の特性に応じて計画的な県政情報発信を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予算額
新聞広告	(1) 施策広報(随時) 県の施策情報を全5段又は半5段で掲載する。 (2) 鳥取県からのお知らせ(毎月第2・4木曜日) 県の生活関連情報を全5段に複数項目を掲載する。 (日本海新聞、山陰中央新報)	(45,694) 44,810
県政テレビ	県の施策情報を分かりやすく紹介する。 (5分番組、年35回(手話・字幕入)) また、放映後の番組を番組ホームページで動画配信する。	(24,354) 24,355
県政特別番組	県の重要施策等を紹介する特別番組(30分番組)を制作・放送する。(年1テーマ)	(2,004) 1,974
テレビスポット	県の施策情報を15秒(静止画)又は30秒(動画)CM等で伝える。(年14テーマ、島根県との共同実施 2テーマ)	(41,420) 39,774
ラジオスポット	県の施策情報を20秒で伝える。 (年17テーマ、島根県との共同実施 2テーマ)	(6,880) 6,880
メディアミックス広報	広報効果をより高めるため、同一デザインの広告を新聞やテレビ(30秒動画)、ラジオ(20秒)等、複数の媒体で集中的に広報する。(テーマ毎に媒体選択する)(年3テーマ)	(2,743) 2,743
その他諸経費		(1,620) 1,620
計		(124,715) 122,156

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広 報 課 (内線: 7021)

(単位: 千円)

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一 般 財 源	
広報関係連絡調整費	18,314	18,314	0			(雑入) 144	18,170	
トータルコスト	19,109千円 (前年度 19,094千円)			[正職員: 0.1人]				
主な業務内容	各種取材、打合せ、研修会等開催事務等							
工程表の政策目標 (指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							

事業内容の説明

事業の目的・概要

広報活動を効果的かつ効率的に行うために、各種行政情報の収集等を行う。

(1) 通信社情報サービス利用 (メール配信サービス、データベース等)

時事通信社「官序速報」掲載記事や各種行政情報を府内LANのパソコンで閲覧できるよう時事通信社の「iJAMP」サービスや共同通信社の「47行政ジャーナル」サービスへ継続して加入する。

(2) 県内外の各種会議、研修会等への参加・開催

広報活動に必要な各種会議等への参加・開催、資料作成等を行う。(その他諸経費を含む)

広告塔等活用広報事業	5,107	5,107	0				5,107	
トータルコスト	6,697千円 (前年度 6,667千円)			[正職員: 0.2人]				
主な業務内容	広告塔、電光掲示板への広報掲示等							
工程表の政策目標 (指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							

事業内容の説明

事業の目的・概要

県が設置している広告塔及び電光掲示板にお知らせ等を掲示する。

(1) 広告塔

- ・設置場所 … 県内4箇所(県庁構内(2面)、JR鳥取・倉吉・米子駅前(各4面))
- ・所要経費 … 5,107千円(広告デザイン作成、掲出作業)

(2) 電光掲示板

- ・設置場所 … 県庁構内(2面は広告シート貼)

広報活動管理費	4,690	4,829	△139			(雑入) 8	4,682	
トータルコスト	21,381千円 (前年度 21,205千円)			[正職員: 2.1人、非常勤職員: 1.0人]				
主な業務内容	知事定例記者会見の会場設営・運営、会見録の作成、県政記者室への資料提供に係る業務等							
工程表の政策目標 (指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							

事業内容の説明

事業の目的・概要

県政記者室を通じたパブリシティ活動(※)等を行う。

※パブリシティ活動とは、PRの一種で、報道機関への情報提供やインタビューへの応対などを通じて、メディアに報道として取り上げてもらう活動をいう。

(1) 県政記者室への資料提供、記者発表等

府内各所属から県政記者室へ提出される資料提供の確認、ホームページ公開作業等を行うほか、随時の記者会見の開催について県政記者室との連絡調整を行う。

(2) 知事定例記者会見

会場設営準備、手話通訳者の配置、映像ライブ配信の実施運営、会見録のホームページ公開作業等を行う。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費 3目 広報費

広 報 課 (内線: 7097)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他の	一般財源	
ソーシャルメディア等を活用した情報発信促進事業	3,897	3,877	20			(雑入) 8	3,889	
トータルコスト	8,666千円 (前年度 8,556千円)				[正職員: 0.6人、非常勤職員: 1.0人]			
主な業務内容	ツイッター、フェイスブック等、ソーシャルメディアを活用した情報発信							
工程表の政策目標(指標)	新しい手段を活用し、タイムリーに情報を発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内外への積極的な情報発信の実行と、県民と情報の共有を通じ、パートナー県政の実現を図ることを目的として、様々なソーシャルメディア(※)を活用した「とっとり」の情報発信を行う。

(※) ソーシャルメディア

ツイッターやフェイスブックなど、双方向性に特徴がある、インターネットでの情報発信手段。インターネットを利用して個人が情報発信し、それぞれ個人のつながりで情報を拡散することで、大きな影響力がある。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
ソーシャルメディア活用情報発信事業 (2,549千円)	鳥取県の新着情報や注目情報をツイッターとフェイスブックで発信し、それぞれのソーシャルメディアの利用者への情報の拡散や他の広報媒体への誘導を行う。(非常勤職員1名配置)
とっとり動画ちゃんねる運営事業(172千円)	県が制作した動画をインターネットでまとめて紹介する「とっとり動画ちゃんねる」を運営、県制作の動画を掲載・発信する。
ソーシャルメディア等活用促進事業 (448千円)	各所属によるソーシャルメディアや動画を活用した訴求力の高い情報発信が促進されるよう、研修を行う。
その他諸経費(728千円)	

3 これまでの取組状況、改善点

- ソーシャルメディアを利用した情報発信をすることで、より多くの方に鳥取県の情報を発信することができた。(ツイッターの読者登録数は、年度当初(21,380登録)から、平成29年1月時点(24,682登録)で15%増)
- ソーシャルメディアを活用したよりよい情報発信を各所属で行うための指針を平成28年3月に策定するとともに、より適正な発信を行うため管理運営要領を定め、各所属での発信の活性化を図った。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

県民課(内線: 7752)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合受付等運営費	7,753	9,431	△1,678			(雑入) 25	7,728	
トータルコスト	10,932千円(前年度 12,550千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	総合受付、県政情報提供、県庁見学							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								

事業の目的・概要

総合受付案内窓口において、県庁を訪れる方に対する所管所属等の案内、代表電話への入電について所管所属への接続、県民室への配架物・閲覧資料の整備等を行う。

広聴実施事業	17,527	16,033	1,494			(雑入) 6	17,521	
トータルコスト	38,192千円(前年度 36,308千円) [正職員: 2.6人、非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	庁内調整、意見聴取、県民説明、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民参画基本条例の理念の下、県民の参画による県政を推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県政の様々な課題について県民の意向を確認し県政に反映するため、住民基本台帳から無作為に抽出した方に対して県政に関する意識調査を実施するほか、事前に登録していただいた会員の意見を聴取する県政参画電子アンケートの実施や広く県民の意見を聴取するパブリックコメント、とつとり創生若者円卓会議を実施するとともに、県職員が県民の集会等に出向いて県民の関心の高い県政課題などについて説明し、県民の意見を聞く出前説明会を実施する。

また、県民参画基本条例を具体化するため、各方面の県民の方に参画いただき「パートナー県政推進会議」を設置し、パートナー県政のあり方や県政の方向性について議論を行う。

2 主な事業内容

区分	事業の目的
無作為抽出アンケート	県政に関する意識や要望を調査するアンケートを実施し、県民の意向を的確に把握する。
県政参画電子アンケート	県政課題の意思決定過程において、県政参画を進め、県民の意識・意向を県政に反映させるため、インターネットを利用したアンケート調査を行い、迅速に集計することで、県民の意向を速やかに把握する。
パブリックコメント (意見公募)	県の重要施策の意思決定に当たり県民の意見を求めるこにより、県民の県政参画への推進を図るとともに、県の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図る。
とつとり創生若者円卓会議	県内の多様な分野で活躍されている若者の意見交換の場を設定し「鳥取県元気づくり総合戦略」の実現に向けた施策提案を行う。
パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、県政への県民意見の反映や、県民と県政との協働のあり方について検討を行う。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

県民課(内線: 7025)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民の声推進費	4,279	4,383	△104			(繰入) 9	4,270	
トータルコスト	32,097千円(前年度 31,676千円) [正職員: 3.5人、非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	提言等受付、府内調整、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民参画基本条例の理念の下、県民の参画による県政を推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民から寄せられる県政に関する意見・提言等を「県民の声」として受けとめ、迅速に対応・公表するとともに、予算化や施策反映を行う。

また、県及び職員に対する不当要求行為等に組織的に対応するため、府内への助言・研修を行う。

2 主な事業内容

- (1) 県民の声データベース等の保守管理
- (2) 県政に対する提言等の受信専用電話(県政提言フリーアクセス)の運用
- (3) 不当要求行為等対策連絡会の運営
- (4) 不当要求行為等に対する職員研修の実施
- (5) 不当要求行為等に対する総合的調整

2款 総務費

1項 総務管理費

4目 文書費

県民課(内線: 7753)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
情報公開・個人情報保護制度実施事業	775	971	△196			(繰入) 93	682	
トータルコスト	20,645千円(前年度 20,466千円) [正職員: 2.5人]							
主な業務内容	開示請求受付、開示決定審査、審議会運営、各種制度の相談・協議・指導等							
工程表の政策目標(指標)	透明度全国ナンバーワン県庁の堅持							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

公文書開示請求に対する適正な対応、情報公開審議会の運営等、情報公開条例の適切な運用を図る。

また、個人情報保護条例及び行政手続条例に基づく制度の円滑な運用を図るとともに、透明性の高い県民に開かれた県政を推進する。

2 主な事業内容

- (1) 公文書開示請求・個人情報開示請求の受付、開示決定の審査等
- (2) 情報公開審議会、個人情報保護審議会の運営
- (3) 研修会の開催による制度の周知徹底及び指導・相談・協議等
- (4) 審議会等会議の公開等情報公開の推進
- (5) 出資法人等の情報公開の推進・指導
- (6) 個人情報保護の徹底

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7129）

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業	9,840	11,340	△1,500			(基金繰入金) 9,840		
トータルコスト	11,430千円（前年度 16,798千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	事業周知、事業推進、補助金事務、事業とりまとめ等							
工程表の政策目標（指標）	市町村と連携しつつ、地域の安全安心な暮らしを守り、持続可能な地域の活性化を図る「小さな拠点」づくりを進める。							

事業内容の説明

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

中山間地域が直面する、人口減少と高齢化による課題の解決や移住者を呼び込む地域活性化などについて、集落住民や複数集落の連携より検討を行う取組を支援する。

2 主な事業内容

（1）集落等の話し合い促進（3,340千円）

- 東部、中部、西部、日野の各地区ごとに、外部アドバイザー、講師等を交えた座談会を開催し、地域独自の課題の把握、意見聴取等を行う。
- 鳥取大学・公立鳥取環境大学と連携し、とっとり集落創造シートを活用した集落での話し合いをサポートするとともに、持続可能な地域づくりを研究・実証する。

（2）中山間地域計画づくり支援（5,500千円）

- 集落や集落を越えた広域的な運営組織による、地域の維持・活性化や安全・安心な暮らしの確保等、地域課題の検討、計画策定に必要な経費を支援
 - （実施主体）市町、集落、広域的運営組織、NPO、その他住民団体、企業等
 - （補助率）1／2
 - （限度額）1団体当たり500千円（広域的運営組織が実施主体の場合は1,000千円）
- 複数の集落が連携し、旧小学校地区の範囲にある遊休施設等を活用し、新たに小さな拠点として整備するための計画策定、調査、試行的な実施に要する経費を支援
 - （実施主体）広域的運営組織、複数集落で構成する住民団体等、集落
 - （補助率）2／3
 - （限度額）1拠点当たり1,000千円

（3）地域コミュニティ（社会）スタートアップ支援（1,000千円）

- 地域コミュニティの活性化を図るため、新たな取組を開始するために必要な初期経費を支援
 - （対象経費）軽トラ市の開催、交流イベントの開催、リーダー育成研修会実施等に係る経費
 - （実施主体）広域的運営組織、NPO、集落、その他住民団体等
 - （補助率・限度額）定額 1事業当たり100千円

3 これまでの取組状況、改善点

話し合い等を通じて住民が地域課題を共有し、解決に向けた計画を策定することにより、住民による主体的な地域づくりへつなげていく。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7129）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業	(債務負担行為) 9,996 53,546	74,613	△21,067	12,664		(基金繰入金) 29,217	(債務負担行為) 9,996 11,665	
トータルコスト	69,442千円（前年度 91,771千円）			[正職員：20人]				
主な業務内容	事業周知、事業推進、補助金事務、事業とりまとめ等							
工程表の政策目標(指標)	市町村と連携しつつ、地域の安全安心な暮らしを守り、持続可能な地域の活性化を図る「小さな拠点」づくりを進める。							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」及び「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

中山間地域の活性化を図るために、中山間地域の地域資源や遊休資産を活用した移住定住、コミュニティビジネス（地域事業）及び地域活性化の取組を支援する。あわせて、条件の厳しい小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけるため、将来の集落を担う新たな人材を確保する地域活性化の取組を支援する。

2 主な事業内容

(1) 中山間地域資源シェアリングシステム導入事業（3,000千円）【新規】

遊休化した又は遊休化する可能性のある農林地・宅地・建物等の管理が放棄される前に把握し、利用希望者への情報提供を通じた、共同利用や資産のマッチング（シェアリングシステム）による利活用を促進する。

- ・市町村が実施する農林地・宅地・建物等の所有者の意向把握及び取りまとめ、情報提供等に要する経費を支援（補助率：1/2、補助金上限額：1,000千円、事業主体：市町村）

(2) 中山間地域活性化支援事業（20,329千円）

中山間地域にある地域資源や遊休資産などを活用したコミュニティビジネス・地域活性化の取組を支援する。

ア 地域活性化支援事業

補助内容	伝統文化の伝承、都市部との交流、地域産業の発掘（施設整備含）他
補助率・限度額	ソフト1/2 上限1,000千円、ハード1/3（市町1/6）上限3,000千円

イ 中山間地域コミュニティビジネス支援事業

補助内容	特産品加工製造販売施設、農家レストラン、宿泊施設、配食サービス 他
補助率・限度額	ソフト1/2 上限1,000千円、ハード1/3（市町1/6）上限3,000千円

ウ 地域遊休施設活用支援事業

補助内容	遊休施設を活用しソフト・ハードの両面から地域活性化を図る取組経費
補助率	1/2（市町1/3）、上限10,000千円

(3) 若者定住等による集落活性化総合対策事業（23,419千円）

小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけるため、将来の集落を担う新たな人材となる移住者を確保し、集落や地域が一体となって取り組む地域活性化の取組を支援する。

〔対象地域〕 地域の住民組織が一体となって移住者を受入れ、小規模高齢化集落の解消に向けた地域計画を策定し、地域活性化の取組を重点的に行う地域。

〔移住者への支援〕（補助率：2/3）

- ・移住者への奨励金（250万円/年、3年間限度）
- ・移住者が居住する住宅の整備・家賃補助、農林業機械の購入等への支援（上限250万円）等

〔集落の取組への支援〕

- ・小規模高齢化集落再生に向けた地域への支援（県補助金等を活用する場合に地元負担額を軽減）

(4) 中山間地域づくりサポート事業（5,312千円）

・中山間地域集落等活動支援事業（補助率：1/2又は定額、上限：300千円/団体）

　学生やNPO等の団体が中山間地域集落等で行う地域活性化活動・地域支援活動等を支援

・高校と連携した中山間地域の活性化支援（補助率：定額、上限：1,000千円/箇所）

・中山間地域活性化の活動者等に関する研修会開催

(5) 地域おこし協力隊サポート事業（1,486千円）

・地域おこし協力隊研修開催、地域おこし協力隊相談窓口設置

・地域おこし協力隊自主起業塾開催支援（補助率：定額、上限：150千円）

3 これまでの取組状況、改善点

中山間地域活性化支援事業は、毎年10件程度の新たな団体の取組につながっている。

若者定住総合支援事業は、12集落で34名の移住者を受入れ、集落の維持・活性化に取り組んでいる。
地域おこし協力隊は県内95名（平成29年1月現在）が活動中。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7129）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小さな拠点機能形成推進事業	59,621	54,485	5,136	8,250		(基金繰入金) 51,371		
トータルコスト	69,158千円	(前年度 63,842千円)	[正職員：1.2人]					
主な業務内容	事業周知、事業推進、補助金事務、事業とりまとめ等							
工程表の政策目標（指標）	市町村と連携しつつ、地域の安全安心な暮らしを守り、持続可能な地域の活性化を図る「小さな拠点」づくりを進める。							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」及び「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地域の安全安心な暮らしを守り、賑わいを創出することによって持続可能な地域の活性化を図るために、中山間地域の複数集落や地域住民が連携して取り組む「小さな拠点」づくりについて、機能形成や防災機能の構築、持続的な運営、担い手の育成を支援する。

2 主な事業内容

(1) 小さな拠点への防災機能構築事業【新規】（10,000千円）

小さな拠点を災害時における防災・避難の拠点とするため、住民が主体的に取り組む共助のしくみの計画検討や避難・防災施設としての設備備品・運営体制の整備や充実など、総合的な支援を行う。
<補助率、上限>1地区当たり上限1,000千円（補助率 県1/2、市町1/3以上）

(2) 小さな拠点機能形成推進事業（43,121千円）

小さな拠点の形成を進めるために必要な運営経費や移動販売車の導入など総合的な支援を行う。

ア 小さな拠点機能形成支援事業

小さな拠点の機能形成・拡充を図るために行う車両導入や施設整備に伴い必要となる運営費等を支援する。※小さな拠点の機能形成に係る役割分担（ハード整備：日本財団、ソフト事業：県及び市町）
<補助率、上限>1地区当たり上限5,000千円（補助率 定額）
※日本財団によるハード・ソフト整備支援額の1/10相当

イ 移動販売車導入支援

移動販売、宅配サービス、空き店舗を活用した小売りなどの事業実施に要する経費を支援する。
<補助率、上限>1地区当たり上限5,000千円（補助率 県1/2、市町義務負担なし）
※移動販売車の更新は1地区当たり上限3,000千円（補助率 県1/3、市町1/3）

ウ 移動販売車運営費助成

食料品等の移動販売車の運営に要する経費を、原則として3年間を限度として支援する。
<補助率、上限>1地区当たり上限1,000千円（1年目）、700千円（2年目）、400千円（3年目）
(補助率 市町村が補助する額の1/2)

エ 中山間地域買物福祉サービス支援事業

移動販売事業者へ高齢者等の見守りを委託・補助する市町村に対して支援する。

<補助率、上限>移動販売車1台当たり上限1,850千円（集落支援員制度を活用しない場合）
移動販売車1台当たり上限 650千円（集落支援員制度を活用する場合）
(補助率 市町村が補助する額の1/2)

(3) 小さな拠点リーダー育成事業（6,500千円）

小さな拠点の核となり、将来的に活動を担っていく若い次世代リーダーの育成や、先駆的な取組を行っている活動者を「小さな拠点づくり推進員」として任命して横展開するために必要な経費を支援する。

<補助率、上限>

ア 小さな拠点担い手育成 1地区当たり上限1,500千円（補助率 県1/2、市町1/2）最長3年間
イ 小さな拠点づくり推進員活動支援 1人当たり上限100千円（補助率 県10/10）

3 これまでの取組状況、改善点

中山間地域の課題を明確にし、安全安心な暮らしを守って、持続可能な地域の活性化を図るために、地域住民や市町村、日本財団などと連携しながら、小さな拠点の整備を進めている。

震災の経験を踏まえて、地域の絆の力を活かした災害に強い地域づくりを実現するため、小さな拠点に防災・避難機能を加える取組を新たに支援する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7129）

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで取り組む安全・安心活動支援事業	1,668	668	1,000			(基金繰入金) 1,668		
トータルコスト	4,847千円 (前年度 2,228千円)		[正職員: 0.4人]					
主な業務内容	周知業務（事業者周知）、イベント業務（協定締結、調整会議、締結式）、協定事業者連携業務、表彰伝達式準備、調整業務、補助金事務							
工程表の政策目標（指標）	市町村と連携しつつ、地域の安全安心な暮らしを守り、持続可能な地域の活性化を図る「小さな拠点」づくりを進める。							

事業内容の説明

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

人口減少や高齢・独居化が進み、単独での集落活動が困難な集落が増加している中山間地域で安心して暮らすため、集落及び集落を越えた広域組織等による生活環境の整備や、見守り活動等の取組を支援する。

2 主な事業内容

(1) みんなで取り組む安全・安心活動支援事業 (1,000千円)

中山間地域での暮らしを脅かす自然災害や鳥獣被害等から生活を守るために事前に除雪機の導入、雪崩いの設置等の取組に対して支援する。

<補助率、上限> 1事業当たり上限 50万円 (補助率 県1/3、市町1/6)

(2) 中山間地域見守り活動支援事業 (668千円)

中山間地域等で事業活動を行う事業者と市町村及び県との間において、高齢者等の見守り活動を行う協定を締結し、異常を早期発見する体制を整備することで、安心して生活できる地域づくりを推進する。

<役割分担>

県 : 民間企業及び市町村に対する参加呼びかけ、ホームページでの活動内容の紹介等

市町村 : 連絡窓口設置、高齢者世帯等への情報提供

民間事業者 : 通常業務の中で発見した異常を市町村等へ連絡・通報

3 これまでの取組状況、改善点

平成20年度から平成29年1月までに、新聞・牛乳配達、移動販売、郵便事業者等の61事業者と見守り協定を締結し、見守り活動による安心して生活できる地域づくりに貢献している。

中山間地域振興費	5,840	5,832	8			(基金繰入金) 655 (雑入) 271	4,914	
トータルコスト	12,198千円 (前年度 14,410千円)		[正職員 0.8人]					
主な業務内容	市町村、関係機関との連絡調整 等							
工程表の政策目標（指標）	一							

事業内容の説明

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

中山間地域の振興に係る各種事務を行うもの。

2 主な事業内容

(1) 山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法等に基づく市町村計画策定支援

(2) 中国地方知事会中山間地域振興部会を通じての調査・研究、国に対する提言等

(3) 宝くじ収入を財源とした各種助成事業の申請及び実績報告のとりまとめ等

(4) 中山間地域等活性化・移住定住促進協議会の開催、各補助事業に係る補助金審査会の開催等

3 これまでの取組状況、改善点

中山間地域等活性化・移住定住促進協議会において、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の一部改正に当たり必要となる、中山間地域振興対策等について議論を行った。

また、中国地方知事会中山間地域振興部会の共同研究活動など、他県と情報共有を進めながら中山間地域の振興を図っている。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7129）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基盤金)	一般財源	
まちなか暮らし総合支援事業	13,000	9,500	3,500	4,000		9,000		
トータルコスト	23,333千円 (前年度 14,959千円)			【正職員：1.3人】				
主な業務内容	補助金事務（募集、審査会の開催、交付決定、検査等） 市等との連絡調整、意見交換等							
工程表の政策目標（指標）	若者が中心となったリノベーション（既存の建物を、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること）の動きなど、まちなかのコミュニティ（地域社会）活性化に向けた地域の取組を進める。							
事業内容の説明	【「地方創生推進交付金」及び「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	高齢者をはじめとした地域住民が安心して暮らさるとともに、新たなコミュニティ（地域社会）の担い手となり得る若者・子育て世帯にとっても魅力ある「まちなか」の再生を図る。							
2 主な事業内容	<p>(1) まちなか過疎振興対策事業 (4,000千円) 【新規】 人口減少と高齢化の進行により、まちなかにおいても、買い物弱者や空き家の増加、災害時における不安の拡大などの課題が深刻化しつつある。このような状況に対し、各市や中心市街地活性化協議会などとともに、市街地や新興住宅地などに居住する住民の生活実態調査を実施し、今後の施策の検討資料とする。</p> <p>(2) まちなか暮らし総合支援事業 (9,000千円)</p> <p>ア スタートアップ事業 計画策定、講師招へい、事例調査、地域課題の解決に向けた実証実験などの取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：県10／10 ・補助限度額：100千円／地区 ・対象：高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会 <p>イ 買い物弱者対策事業 店舗が不足している地域において必要な食料・日用品などを供給するため、空き店舗を活用した小売りや移動販売などに取り組む事業者を支援する。</p> <p>(ア) 仕組みづくり支援 ・補助率：県1／2、市任意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額：500千円／地区 <p>(イ) 店舗の購入・改装費、移動販売車両の購入・リース費等の支援 ・補助率：県1／2、市任意 (移動販売車の更新は県1／3、市1／3) ・補助限度額：5,000千円／事業 (移動販売車の更新は3,000千円／台)</p> <p>(ウ) 移動販売車運営費助成 (3年間を限度) ・補助率：各市負担額の1／2 ・補助限度額：初年度1,000千円、2年目700千円、3年目400千円／台</p> <p>ウ まちなか居住促進事業 まちなかで増加する空き家（中古住宅等）を活用して、コミュニティの新たな担い手として期待される子育て世帯等、若い世代のまちなか定住を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容：まちなか居住意向者、物件提供者、市等に対する空き家の購入・改修・賃借経費の支援 ・補助率：各市負担経費の1／2 ・補助限度額：1,000千円／戸 <p>エ まちなかコミュニティ活性化事業 地域の実情に応じた共助・生活支援サービスや、地域資源を活用したコミュニティ拠点施設・ゲストハウス（施設を共同で使うタイプの宿泊所）の運営など、コミュニティビジネス（地域事業）の起業や、世代間交流・地域間交流などを通じてコミュニティを再生・発展させる取組等に要する経費を支援する。</p> <p>(ア) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：県1／2、市任意 ・補助限度額：1,000千円／事業 <p>(イ) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：県1／3、市1／6 ・補助限度額：3,000千円／事業 <p>オ まちなか遊休施設活用事業 地域の遊休施設（空き店舗等）を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的に地域活性化に取り組むために必要な経費を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：県1／2、市1／3 ・補助限度額：10,000千円／事業 							
3 これまでの取組状況、改善点	まちなか活性化のモデルとなり得る新たな団体等による取組の動きも出てきているところであり、各市と連携を図りながら、NPO団体などのコミュニティ活動につながる取組を掘り起こし、民間主体のまちなか活性化につなげていく。							

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7962）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「とっとりで待つとります」IJUターン推進事業	74,108	0	74,108	59,354			14,754	
トータルコスト	92,388千円（前年度0千円）							
主な業務内容	委託契約の締結、市町村等との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	相談体制の充実、多様な媒体を活用した情報発信の強化、市町村や民間団体と連携した受入体制の整備・充実により、平成27~31年度の5年間で6千人の移住者を受け入れる。							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

移住6千人を実現し、これまで以上に元気な鳥取県づくりにつなげるため、特に若者、女性、アクティブシニア（元気高齢者）など移住希望者の対象に合わせた移住定住施策を加速化させる。

また、従来からの本県の魅力に加え、鳥取県中部を震源とした地震の際に発揮されたコミュニティ（地域社会）の力など、移住希望者を受け入れる鳥取県の「あたたかい人と人との絆」を発信する。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県版「ふるさとワーキングホリデー」事業（55,400千円）【新規】

ア ふるさとワーキングホリデー事業

都市部の若者が一定期間鳥取県に滞在し、働きながら地域住民との交流などを通して田舎暮らしを丸ごと体験（ワーキングホリデー）できる機会を提供することにより、本県への移住につなげる。

イ 若者が自ら働く場を創り出すためのトライアル（試行）事業

鳥取で働きたいと考えている若者・学生が、新規事業展開を図る県内企業で実際に事業開発や立ち上げを経験することで、自ら働く場を創出する技能の修得を支援する。

(2) 県外学生ネットワークによる情報発信事業（750千円）【新規】

県外に進学した鳥取出身学生グループが行う本県の魅力の再認識につながる取組を支援する。

＜取組例＞大学祭での鳥取県PRブースの出展、鳥取県PR動画制作・YouTube等での発信 等

(3) 「とっとり移住女子仲間」応援プロジェクト事業（2,663千円）【新規】

アウトドア、旅行、食等の趣味・価値観を共にする都市圏在住の田舎暮らし志向の女性をグループ化し、交流会を実施する。

(4) アクティブシニア（元気高齢者）も含めた多世代移住推進事業（14,700千円）

生涯活躍のまち（日本版CCRC）づくりを本格的に推進する。

・アクティブシニアなど地域で活躍する人材の呼び込みを行う。

・生涯活躍のまちづくり展開支援アドバイザー（助言者）により、生涯活躍のまちづくりの横展開支援を行う。

(5) 鳥取県の人のあたたかさ発信事業（595千円）【新規】

鳥取県中部地震で発揮された人のあたたかさやコミュニティ（地域社会）の力などを感じるエピソードをホームページやパンフレット等で発信し、とっとり暮らしのイメージ向上を図り、移住定住につなげる。

3 これまでの取組状況、改善点

これまで行ってきた幅広い移住定住施策により移住者数は着実に伸びてきている一方で、各県が移住定住の取組に力を入れてきていることから、引き続き本県を移住先として選んでいただきため、移住希望者のニーズに併せた取組を推進する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7128）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 移住定住情報発信強化事業	18,319	0	18,319	8,534			9,785	
トータルコスト	27,857千円	(前年度 0千円)	[正職員：1.2人]					
主な業務内容	イベント開催など情報発信に係る委託・実施							
工程表の政策目標(指標)	相談体制の充実、多様な媒体を活用した情報発信の強化、市町村や民間団体と連携した受入体制の整備・充実により、平成27～31年度の5年間で6千人の移住者を受け入れる。							
事業内容の説明	【「地方創生推進交付金」充当事業】							
1 事業の目的・概要								
鳥取県元気づくり総合戦略の基本目標であるI J Uターン者 6,000人（5年間）の受入れに向け、大都市圏等の県外在住の鳥取県に目が向いていない方々、鳥取県への移住を考えている方々などに、鳥取の暮らし、子育て、就職などの必要な情報を届け、鳥取県へのI J Uターンにつなげるため、イベントの開催や多様な媒体などの活用により強力に情報発信を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 多様な媒体を活用し、地方暮らし全般をテーマとした情報発信								
ア 鳥取県での暮らし、子育て環境等の雑誌、新聞、インターネット、テレビ等での情報発信（7,304千円） 田舎暮らし雑誌、子育て世帯向け雑誌等に本県の暮らしや子育て環境に関するPR記事の掲載、インターネットやイベントの開催を通じた情報発信を行う。								
イ 「いいね！鳥取」動画の制作・発信（1,500千円） 移住実践者、移住者の受入団体に出演していただき、とっとり暮らしの魅力等をPRするための動画を制作し、インターネットやイベント等を活用した情報発信を行う。								
ウ 親子連れに訴求するイベントの開催（3,000千円） とっとり暮らしの日常を紹介し、鳥取県で暮らすきっかけづくりとして、首都圏で子育て世帯を中心に親子で楽しめるイベントを開催する。								
(2) 他県連携による移住定住促進（3,415千円） 若い世代に地方暮らしの魅力を伝えるため、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」に加盟する13県が合同でイベントを開催する。								
(3) 県民参加によるとっとり暮らし支援（1,850千円） 鳥取県出身の首都圏大学生に情報提供を行い、将来のUターンにつなげるため、鳥取県内の若手社会人と将来の人生設計を想定した意見交換を行う「とっとり暮らしカフェ」を開催する。								
(4) 県内学生の地域定着促進（若者の郷土愛を育む活動促進補助金）								
ア 情報集約活動事業（750千円） 鳥取県内の学生が郷土愛を抱き、将来の本県への定着につなげるため、県内学生がグループで行う県内就職、地域資源等の情報を集約し活用するために開催する経営者やOBを招いたセミナーなどの自主的な活動を支援する。								
イ ゆかりネットワーク構築事業（500千円） 鳥取県内で活動している他県県人会等が行う当該地域出身学生とのネットワークづくりを支援する。								
3 これまでの取組状況、改善点								
これまでにも鳥取に目の向いていない移住に関心のある方などを対象に情報発信を行ってきたところであるが、移住定住に関する地域間競争は更に激しさを増しており、これまで以上に対象者を意識した呼び込みを強化し、積極的な情報発信を行っていく。								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7129）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移住定住推進基盤運営事業	127,418	99,451	27,967	19,879		(繰入) 8	107,531	
トータルコスト	137,750千円（前年度 109,588千円）				[正職員：1.3人、非常勤職員：1.0人]			
主な業務内容	移住定住に係る相談、情報提供業務							
工程表の政策目標(指標)	「来んさいな住んでみないやとっとり」県民会議参加機関など民間事業者の協力を得て開始する「とっとり移住応援メンバーズカード」制度や、民間の協力も得ながら県外で情報発信を行うなど、情報発信を強化する。							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

鳥取県中部地震の風評被害の払拭や、他の自治体との地域間競争などに打ち勝ち、若者など人口の県外転出に歯止めをかけ I J Uターンを促進するため、鳥取県への移住を希望される方の視点に立ち、住宅・就職等の相談や情報発信を総合的かつ一元的に実施する。あわせて、受入体制の整備を進め、本県を移住定住先として選んでいただくためのきめ細かなサービスを提供するといった取組を丁寧に継続・充実していく。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内 容
相談及び情報発信業務の総合的かつ一元的な実施	91,348	I J Uターンに関する相談や情報発信業務を(公財)ふるさと鳥取県定住機構に委託して総合的・一元的に実施する。 ・鳥取県移住定住サポートセンターの運営(移住コーディネーター5名) ・県外相談窓口の運営(移住コーディネーター：東京1名、関西1名、移住コーディネーター(ファインシャル・プランナー)：東京1名、関西1名) ・県外相談会、とっとり暮らし体験ツアーの実施、とっとり移住定住ポータルサイトの運営 など
ふるさと回帰支援センター鳥取県ブース出展等委託	16,287	都市部で「鳥取県」の知名度を上げ、とっとり暮らしを全国区とするため、首都圏及び関西圏における発信・相談の中心拠点である「ふるさと回帰支援センター」に鳥取県ブースを設置(専任相談員(東京1名)の配置)
とっとり暮らしバンクシステムの運営	11,908	移住定住希望者からの住宅に関する相談(東中西部)に対応するとともに住宅情報を収集しホームページで情報発信する業務について、(公社)鳥取県宅地建物取引業協会に委託して実施する。
その他諸経費	7,875	移住相談員研修会の開催等 等
計	127,418	

3 これまでの取組状況、改善点

就職相談と田舎暮らし相談をワンストップで行える体制を整備し、豊かな自然や仕事と余暇を両立できる時間のゆとり、「子育て王国」といった鳥取県の魅力や地域の移住定住に有用な情報を発信してきた。

平成28年度からは、移住前後に優待サービスが受けられる「とっとり移住応援メンバーズカード」の発行や、ファイナンシャル・プランナーによる土日や夜間などの相談窓口の開所など体制充実を図ってきたが、さらにこれらの取組の利用拡大を通じて、特に若者等のUターンに力を入れ鳥取県への移住を推進する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課（内線：7128）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移住定住受入体制整備事業（鳥取県移住定住推進交付金等）	100,638	99,440	1,198	5,099			95,539	
トータルコスト	105,407千円（前年度 118,155千円）		[正職員：0.6人]					
主な業務内容	補助金の審査交付等							
工程表の政策目標（指標）	相談体制の充実、多様な媒体を活用した情報発信の強化、市町村や民間団体と連携した受入体制の整備・充実により、平成27～31年度の5年間で6千人の移住者を受け入れる。							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

本県への移住者の円滑な受け入れ、定着の促進を図るために、市町村が取り組む移住定住推進事業を支援する。

2 主な事業内容

(1) 移住定住推進交付金

(単位：千円)

交付対象事業	交付率	上限額	予算額
専任相談員の設置・活動への支援	1/2	1,000千円／市町村	85,000
お試し住宅整備（新築）への支援		5,000千円／件	
空き家活用によるお試し住宅等整備への支援		2,000千円／件	
移住定住者・二地域居住者等への住宅支援		1,000千円／件	
空き家改修費等の概算見積支援		10千円／件	
空き家活用のための家財道具処分等経費への支援		400千円／戸	
移住者受入地域組織・団体の立ち上げ支援		4,000千円／件	
民間団体との協働による移住定住の一元的な推進への取組支援		1,000千円／件	

(2) 若者地域定着促進事業費補助金

(単位：千円)

補助対象事業	補助率	上限額	予算額
シェアハウス（※）等の整備により、若者の地域定着を促進するための計画策定への支援	2/3	1,000千円／件	4,198
シェアハウス（※）等の整備費支援		2,500千円／件	

※シェアハウス…台所、浴室など共同利用できる共有空間を持った賃貸住宅

(3) 新たな起業・創業人材移住強化補助金

(単位：千円)

補助対象事業	補助率	上限額	予算額
空き家を活用した住居兼作業場の確保等生業の場づくりの支援	1/2	4,000千円／件	5,440
地域での研修等への支援		60千円／月	

(4) 地域での空き家確保支援補助金

(単位：千円)

補助対象事業	補助率	上限額	予算額
市町村が行う空き家確保の取組への支援	1/2	50千円／件	6,000

3 これまでの取組状況、改善点

移住者への相談体制づくり、住宅支援、お試し住宅の整備等、移住施策の主体となる市町村の取組が活発化し、近年、移住者数も着実に増加してきている。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課(内線:7129)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【終了】 新たな中山間地域振興の あり方検討事業	0	9,000	△9,000					
トータルコスト	0千円(前年度 15,238千円)							

事業内容の説明

平成28年度に行った「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の見直しに伴う「山間集落実態調査」を終えたため終了する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

参画協働課（内線：7070）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
NPO活動基盤支援事業	2,172	1,620	552				2,172
トータルコスト	26,016千円（前年度 23,454千円） [正職員：3.0人]						
主な業務内容	設立認証・認定・条例個別指定、指導監督、内閣府・関係機関との連絡調整、非営利公益活動促進検討委員会						
工程表の政策目標（指標）	NPO法人の認定取得に向けた支援により、認定NPO法人の増を目指す。						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の特定非営利活動法人（NPO法人）に対し、特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用を図るために必要な支援を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内 容					
NPO法施行事務	1,520	NPO法等に基づくNPO法人の設立認証・認定・仮認定・条例個別指定及び監督、NPO法人設立の手引き・マニュアル等の改訂					
法人設立説明会	50	NPO法人制度及び法人設立・運営に係る説明会を実施する。					
NPO支援情報の収集	50	日本NPOセンターの会員となり、NPO支援情報の収集及び県内外NPO等との交流を行う。					
非営利公益活動促進検討委員会	552	非営利公益活動の実施状況について検証し、必要に応じて、条例等の見直し検討を行う。					
計	2,172						

鳥取・島根広域連携協働事業	[債務負担行為]	1,000	2,609	1,618	991		[債務負担行為]	1,000	2,609							
トータルコスト	5,788千円（前年度 4,737千円） [正職員：0.4人]															
主な業務内容	事業実施に係る各種調整、提案募集、審査会の運営、研修の実施															
工程表の政策目標（指標）	-															

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

両県共通の地域課題に対し、両県のNPO等と行政が連携・協働する事業を実施することにより、事業の相乗効果の高まりや地域課題の解決、両県の連携強化、NPO等の連携促進を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内 容					
鳥取・島根広域連携協働事業助成（計画策定補助）	200	両県のNPO等と行政が連携して行う協働事業の提案を募集し、採択された事業の実施計画の策定に係る経費を支援する。					
		○補助金額：上限400千円（各県200千円ずつ）	○補助率：10/10				
		○実施時期：平成29年度					
鳥取・島根広域連携協働事業助成（事業実施補助）	2,000	上記事業により協働で策定された計画の実施可能性等を審査し、採択された事業の実施に係る経費を支援する。					
		○補助金額：上限2,000千円（各県1,000千円ずつ）	○補助率：10/10				
		○実施時期：平成29年度、平成30年度（債務負担行為）					
審査会等経費	409	両県合同説明会、提案を選考する審査会、募集チラシ作成 ほか					
計	2,609						

3 これまでの取組状況、改善点

平成21年度に事業を開始、両県の観光バリアフリー等8事業を採択。両県の行政・民間のそれぞれの強みを生かした連携と県境を越えたネットワークが広がりつつある。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

参画協働課（内線：7248）
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
トットリズム県民運動拡大事業	59,909	66,675	△6,766	4,750		(基金収入金等) 34,667	20,492		
トータルコスト	83,753千円	(前年度 90,069千円)	[正職員：30人]						
主な業務内容	補助金交付事務、委員会運営、広報・PR活動、基金管理								
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的に地域づくりに取り組む社会を実現する。								
事業内容の説明	【「地方創生推進交付金」及び「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】								
1 事業の目的・概要	鳥取県元気づくり総合戦略の実現に向けて、平成28年度から開始したトットリズム県民運動について、地域づくり団体や青年団体、商工団体、学生等の多様な主体による活動へと拡大し、県民総参加による運動へと更なる推進を図る。								
2 主な事業内容									
(1) トットリズム県民運動の拡大	37,500千円 (36,000千円)								
ア トットリズム県民会議による活動【新規】	県内の地域づくり団体、青年団体、商工団体等、多様な主体で構成する「トットリズム県民会議」が、地域づくり活動をより積極的に展開する。 ※トットリズム県民運動とは、豊かな自然や人々の絆といった鳥取県の強みを活かして多様な主体が実施する地域活性化のための活動								
イ トットリズム推進補助金	31,500千円 (24,000千円)								
トットリズム県民運動として地域づくり団体等、多様な主体が行う様々な活動を支援する。	(単位：千円)								
区分	予算額	上限	補助率	補助対象					
スタートアップ型	[スタート支援] 1年目	(7,000) 6,000	100	10/10	新たな取組（試行的な取組を含む）及びこれまでの取組を拡充するもの				
	[継続支援] 2年目	(2,500) 3,000	100	3/4	従前に[スタート支援]の補助を受けた取組で、新たな工夫や拡充を行い継続していくものの				
	[ステップアップ支援] 3年目	(4,500) 3,000	300	3/4	従前に[継続支援]の補助を受けた取組で、事業を中心・長期的に継続・拡大していくための取組				
トットリズム推進型	(10,000) 10,000	1,000	3/4	これまでの活動をさらに発展させ、他の地域や団体のモデルとなる事業					
交流サロン活動等支援型	(0) 8,000	1,000	10/10	地域住民を中心に幅広くコミュニケーションの場となる拠点を活用する事業					
	新たな地域課題対応【新規】	(0) 1,500	300	10/10	交流サロンにおいて新たな地域課題（高齢者や子どもの孤食等）の解決に向けて取り組む事業				
ウ みんなですすめるトットリズム！支援事業補助金	6,000千円 (12,000千円)								
中学校区単位、市町村単位など一定の広範な地域において、地域づくり団体等で構成されるネットワーク組織が行う地域全体の活性化に資する取組を支援する。 ○補助額 上限2,000千円／年×3団体（定額補助）、最長3か年（債務負担行為済）									
(2) とつとりの元気づくりプロジェクト	1,859千円 (2,007千円)								
「豊かな自然」、「人と人との絆」、「幸せを感じる時間」といった鳥取県の強みを活かしたプロジェクトを、活動団体が主体となったプロジェクトチーム（東・中・西部ごと）により実施する。 ※プロジェクト経費は、日本財團の「鳥取助成プログラム」で実施予定である。									
(3) とつとり県民活動活性化センターによる支援	7,916千円 (8,683千円)								
地域づくり活動に取り組む団体等の資金調達や人材確保といった課題の解決に向けた支援事業について、活性化センターに委託・補助する。									
ア クラウドファンディング支援事業	1,944千円 (1,800千円)								
イ とつとり創生支援センターによる伴走型支援	3,965千円 (3,770千円)								
ウ 社会人・若者ボランティア（プロボノ）推進事業	1,448千円 (1,555千円)								
エ 寄附付き商品開発普及事業	559千円 (1,558千円)								
※クラウドファンディングとは、インターネット上で広く支援を募り資金調達するサービス									
(4) その他	12,634千円 (19,985千円)								
活動団体同士のネットワークづくりを推進するイベントの開催支援や活動団体のPRを行う。									
3 これまでの取組状況、改善点									
平成28年度に地域づくりの県民運動として「トットリズム県民運動」を開始したところだが、平成29年度はその更なる展開に向け、地域づくり団体等に加え、青年団体や商工団体も巻き込んだ取組を進めること。									

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

参画協働課（内線：7071）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり県民活動活性化センター事業	58,161	56,933	1,228			57,540	621	
トータルコスト	76,441千円（前年度 74,868千円）【正職員：2.3人】							
主な業務内容	委託事務の実施、各種連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	「とっとり県民活動活性化センター」が実施する県民活動を支援する各種事業を推進し、ボランティア・地域づくり・NPOの活動を活性化させる。							

事業内容の説明

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地方創生の推進に向けて、県民が主体的に地域の課題に取り組んでいくよう、NPO、行政、企業、大学、自治組織等多様な主体による連携・協働を進める。

2 主な事業内容

「とっとり県民活動活性化センター」への事務委託

(1) ボランティア活動支援事業 406千円(350千円)

県民の主体的な活動が促進されるよう、県民の社会参画機会創出、促進のための研修等を実施する。

(2) 地域づくり活動支援事業 1,343千円(1,714千円)

地方創生に資する地域づくり活動が継続・発展するよう、研修企画実施等に要する経費の補助、情報発信等を実施する。

(3) NPO活動支援事業 3,674千円(4,013千円)

NPOの育成、活動基盤の強化を図るため、実態把握、専門家派遣等を実施する。

(4) 共通支援事業 3,397千円(3,125千円)

県民活動に共通する課題に対応するため、きめ細かな相談体制の整備、情報発信等を実施する。

(5) 間接事業費（職員人件費・管理費）49,341千円(47,731千円)

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 取組状況

- ・鳥取県及び県内全19市町村からの出えんにより、平成26年1月23日に、一般財団法人とっとり県民活動活性化センターを設立し、平成27年4月1日に公益法人化した。
- ・活動団体等による地方創生に資する取組を支援するため、平成27年4月1日、とっとり県民活動活性化センターと県が共同で「とっとり創生支援センター」を東・中・西部に設置した。
- ・活動団体等からの各種相談に対応するほか、平成28年度から新たに寄附付き商品の開発普及及びクラウドファンディングに対する支援に取り組んだ。

(2) 改善点

- ・平成29年度は、活動団体等をはじめとする多様な主体とのネットワークを強化し、別事業「トットリズム県民運動拡大事業」とともに「とっとりの元気づくり」のさらなる推進を図る。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

参画協働課（内線：7071）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
協働提案・連携推進事業	[債務負担行為 6,000] 17,046	19,586	△2,540			[債務負担行為 6,000] (基金繰入金) 14,900	2,146	
トータルコスト	36,121千円（前年度 38,301千円） [正職員：2.4人]							
主な業務内容	事業実施に係る各種調整、提案募集、審査会の運営、研修の実施							
工程表の政策目標（指標）	一							

事業内容の説明 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

- ・県課題解決のため、「民」と「官」が協働で実施すること（アドボケイト）が適当な事業について県民に提案してもらい、計画から実施までを民間主導のもと官民協働により実施するために必要な経費を支援し、県民参画及び協働のモデルを創出する。
- ・「鳥取県元気づくり総合戦略」に盛り込んだ取組のうち、民間アイデアを借りながら、一緒に進めていく事業を募集対象とする。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内 容
協働提案・連携推進事業 (計画策定補助)	(1,476) 1,176	県との協働により主導的に地域課題解決に取り組む団体に対し、具体事業を募集し、採択された事業の実施計画の策定に係る経費を支援する。 ○補助金額：上限300千円（補助率10/10） 3件 審査に係る経費：276千円 ○実施時期：平成29年度
協働提案・連携推進事業 (事業実施補助)	(17,531) 15,231	○上記事業により協働で策定された計画の実施可能性等を審査し、採択された事業の実施に係る経費を支援する。 ・平成28・29年度事業分（債務負担行為） 補助金額：上限2,000千円（補助率10/10）、4件 ・平成29・30年度事業分（債務負担行為） 補助金額：上限2,000千円（補助率10/10）、3件 審査に係る経費：413千円 ○協働に関する理解を深める研修等に係る経費：818千円 ○実施時期：29年度、30年度（債務負担行為）
その他諸経費	(579) 639	
計	(19,586) 17,046	

3 これまでの取組状況、改善点

○取組状況

- 平成28・29年度事業においては、7件の応募があり、4件（民間課題提示コース3件、県課題提示コース1件）を採択した。平成28年度末までに計画策定が完了され、事業実施補助のための審査・検証委員会を開催する予定である。

○改善点

- 「鳥取元気づくり総合戦略」に盛り込んだ取組のうち、民間のアイデアを借りながら、一緒に進めていく事業を募集対象とし、枠を3件とする。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

参画協働課（内線：7070）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり県民の日総合推進事業	2,053	1,718	335				2,053	
トータルコスト	11,591千円（前年度 11,076千円） [正職員：1.2人]							
主な業務内容	小学生向け小冊子の作成、県民の日広報企画、関連事業の周知、関係機関との調整							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

9月12日「とっとり県民の日」を契機として、県民が鳥取県についてもっとよく知り、ふるさと鳥取に愛着を持つようにするとともに、鳥取を誇りに思う心を醸成して、県民の一体感を高めるよう市町村・教育委員会・民間事業者等と連携しながら各種事業を展開する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

内 容	予算額
(1) ふるさとと誇りと愛着を持った人材育成（教育委員会との連携実施）	
ア 学校における「とっとり県民の日」一斉取組の実施 県民の日当日に、県民の日及びその意義が広く伝わるような取組を全ての中高校・特別支援学校において一斉に実施	350
イ ふるさとについて学ぶ学習の推進（ふるさと「とっとり」講師派遣事業） ・鳥取県の成り立ちなどの指導に活用できるように小学生向けの冊子を作成 ・児童・生徒等へ鳥取県の歴史や地域の魅力を伝え、ふるさとへ愛着心を高めるため、専門的な知識を有する講師を学校及び、図書館等地域へ派遣	300
ウ 図書館と連携した取組 県民の日前後に県立図書館、市町村立図書館、学校図書館等で巡回パネル展示の実施	—
エ 県民の日学校給食の取組 学校給食で「県民の日メニュー」の提供、地産地消の食材や県民の日の意義等を校内放送で紹介、栄養教諭等によるふるさとの食の魅力を伝える食育指導	—
オ ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 県内小学校が県民の日にに関する学習に併せて校外学習等を実施する際の経費を支援	(1,260) ※教育委員会で計上
(2) 県庁、各市町村役場等での県民の日啓発の取組 県庁及び各市町村役場等に県民の日のぼりを掲出、府内放送等で周知	20
(3) 【拡充】企業、市町村等と連携した広報展開 ・大型商業施設で開催する県民の日フェアと連携したPR ・県内スーパー・マーケットにおける県民の日フェアの実施 ・商工会議所等の機関誌及び市町村報やホームページなどへの記事掲載	1,313
(4) 各種媒体による広報展開 県の広報媒体（テレビCM、新聞広告等）等を活用したPRを実施	—
(5) 県民の日関連事業の実施 県民の日前後に実施する事業を関連事業として周知	—
(6) 体育施設・観光施設等の無料開放・減免 県内各施設に対し、無料開放・入場料減免の協力依頼	70
合 計	2,053

3 これまでの取組状況、改善点

- ・教育委員会・市町村・民間事業者等と連携して幅広く事業展開し、多くのマスコミに取り上げられ、広報に効果があった。
- ・大型商業施設での県民のフェアは西部地域でも実施し、取組を拡充した。
- ・平成28年度は県内スーパー・マーケットにてガラポン抽選会を実施し、県民の日を広報した。
- ・ふるさと「とっとり」講師派遣事業は、子どもを対象とした学校への派遣に加え、主に年輩者を対象とした地域での講演会への派遣も行うよう活用度を高める。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

参画協働課（内線：7248）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源								
【終了】 鳥取元気づくり推進 基金設置事業	0	3,000,000	△3,000,000												
トータルコスト	0千円（前年度 3,000,000千円）														
事業内容の説明															
基金の設置が完了したことに伴い終了する。															

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

参画協働課（内線：7071）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
シルバー人材センタ 活性化事業	8,893	9,028	△135				8,893	
トータルコスト	10,483千円（前年度 10,588千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払い、団体指導業務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
高齢者の仕事を通じた生きがいづくり、活力ある地域社会づくりに重要な役割を果たすシルバー人材センターを支援する。								
2 主な事業内容								
(1) 公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金（8,867千円）								
安全就業研修会や就業開拓事業等を実施する公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会に対し、助成を行う。								
(2) その他諸経費（26千円）								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課（内線：7071）→事業実施：中部地震復興本部事務局

2目 計画調査費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)震災復興活動支援センター設置事業	13,039	0	13,039	6,519		(基金積入金) 6,520		
トータルコスト	17,013千円	(前年度 0千円)	[正職員：0.5人]					
主な業務内容	委託事務の実施、各種連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」及び「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

鳥取県中部地震からの復興に向けた住民活動・民間活動に対して支援を行う「震災復興活動支援センター」を設置する。(場所：倉吉市)

2 主な事業内容

「震災復興活動支援センター」において、復興に向けた住民活動・民間活動を支援する。

(1) 住民・民間活動の伴走支援

- ・活動団体主体の復興市や復興ウォークなど地域を元氣にする復興活動の事業企画や運営面、活動広報などをサポートする。

(2) 復興活動団体と被災者・被災地との連携

- ・具体的支援活動へと進めていくため、民間活動団体の想いと、被災地域の想いのマッチングを行う。

(3) 地域コミュニティ（社会）の維持・強化

- ・地域の復興に向け、市町と連携した地域ミーティングなど、復興活動のきっかけづくりを行う。
- ・地域交流サロン、おしゃべりカフェなど、被災者参加型の地域活動をサポートする。

(4) 復興ボランティアネットワークの形成（住民・民間活動団体のネットワーク）

- ・復興ボランティアネットワークの形成に向け行動する（日野ボランティア・ネットワークとの連携を含む）。

(5) 高齢者や災害弱者への見守り活動のサポート

- ・地域の絆や防災文化の醸成に向けた補助的サポートを行う（支え愛づくり等）
- ・高齢者の見守り活動への補助的サポート支援（買い物、見守り等の仕組みづくり）

[実施体制]

公益財団法人とっとり県民活動活性化センターへ委託 13,039千円

※専任職員1名を配置

3 これまでの取組状況、改善点

鳥取県中部地震の復旧・復興に向けて、行政、民間事業者、地域づくり団体、NPO等により様々な取組が展開された。民間の取組としては、学校給食の提供、高齢世帯の見守り等、行政の動きが間に合っていない場面や行き届かない部分での細やかな被災者サポートが行われた。

復興へ向けたニーズは多岐に渡っており、今後もこのような民間活動を積極的に進めていくことが必要である。

また、地域の元気づくり活動やコミュニティ・絆の強化を図り、震災前より元気な地域づくりを目指す。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課（内線：7248）→事業実施：中部地震復興本部事務局

2目 計画調査費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)震災復興活動特別支援事業	30,000	0	30,000			(基録入金) 30,000		
トータルコスト	32,384千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	相談対応、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

鳥取県中部地震からの復興を促進し地域を元気にするとともに、災害に強い地域づくりを推進するため、住民団体、NPOなど多様な主体が自ら実施する様々な活動を支援する。

2 主な事業内容

震災復興活動特別支援事業補助金

30,000千円

(単位：千円)

区分	予算額	上限	補助率	補助対象
小規模活動型	6,000	100	10／10	震災復興や鳥取の元気の発信、地域防災力強化のための取組で、事業費規模が比較的小規模なもの（1回あたり、20人以上の者の参加が見込まれる又は1つ以上の集落を対象として実施される事業）
大規模活動型	20,000	1,000	3／4	震災復興や鳥取の元気の発信、地域防災力強化のための取組で事業費規模が比較的大規模なもの
修繕型	4,000	200	10／10	鳥取県中部地震により被災した地域コミュニティ（社会）施設等の修繕 ※ただし、市町村所有の施設及び、自治会が所有する公民館等で、県が市町村に交付する被災地域応援市町村交付金の交付を受ける施設は対象外とする。

※その他、知事が特に必要と認める取組（知事特認）

【対象となる取組（例）】

ア 復興に向けた取組（ソフト事業）

- ・被災地域の子どもたちを対象とした公演等の実施
- ・被災地域の高齢者世帯の見守り・孤立防止活動
- ・鳥取県内で実施される、元気を創出するイベント

イ 復興に向けた取組（ハード事業）

- ・被災した地域コミュニティ施設等の修繕

ウ 地域防災力強化のための取組

- ・避難訓練等も交えた防災イベントの開催
- ・日常的な高齢者世帯の見守り体制の構築
- ・子どもからお年寄りまでが交流し地域コミュニティを活性化させる取組

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成28年度は緊急措置としてトットリズム推進補助金により、復興に向けた小規模な取組等の支援を行った。
- ・住民団体、NPOなど多様な主体が自ら実施する復興や防災力強化のための活動を支援する補助制度を新たに創設することにより、地域づくり団体等の取組を積極的に進め、震災からの復興を図る。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7792）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)託児機能付きサテライトオフィス推進事業	10,589	0	10,589	5,294			5,295	
トータルコスト	14,563千円（前年度 0千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	委託事務、連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	仕事と家庭の両立支援（男女共同参画推進企業、イクボス宣言企業の拡大）							
事業内容の説明	【「地域女性活躍推進交付金」充当事業】							

1 事業の目的・概要

子育て期の女性などが働きやすい就労環境整備に向けて、県内企業における在宅勤務・テレワーク（※1）制度といった多様で柔軟な働き方の導入を促進するため、子育て期の女性従業員などが子どもを預けて勤務することができる「託児機能付きサテライトオフィス（※2）」を設置し試行的に運用するとともに、テレワーク導入セミナー、働き方改革コンサルタント（社会保険労務士）の派遣、制度導入に要する経費の一部補助等を一体的に実施し、県内企業の在宅勤務制度等、多様な働き方の導入を促進する。

※1：テレワークとは、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方

※2：サテライトオフィスとは、企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス

2 主な事業内容

(単位：千円)

項目	予算額	内容
託児機能付きサテライトオフィスの設置・運営	10,000	テレワーク環境（机、椅子、Wi-Fi環境等）や託児サービスなど、必要な設備・機能を備えたサテライトオフィスを設置し、子育て中の女性が働きやすい職場環境を提供することで、県内企業の多様な働き方の導入を促進する。 運営方法：委託
テレワーク導入セミナーの開催	589	テレワーク導入に向けたセミナーを実施し、県内企業へテレワークのメリット等を周知するとともに、多様な働き方導入の機運を醸成する。
在宅勤務制度導入企業への支援	—	【働き方改革支援事業】（労働政策課） 社会保険労務士会と連携し、在宅勤務制度の導入を検討している企業へ、働き方改革支援相談窓口による相談対応や働き方改革コンサルタント（社会保険労務士）による就業規則改正等のアドバイスを実施する。
在宅勤務・テレワーク制度導入経費の補助	—	【女性活躍トップランナー事業（環境整備支援助成金）】 女性の就業促進を図るための職場環境整備に要する経費の一部を補助。 ・対象：輝く女性活躍パワーアップ企業 ・補助率：1／2（上限500千円）
計	10,589	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定している。

認定企業数：631社（平成29年1月末現在）

- ・子育て期の女性の就業継続支援のためには、在宅勤務制度など多様で柔軟な働き方の導入が必要である。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7791）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)ストレスオフ環境拡大事業	6,804	0	6,804				6,804	
トータルコスト	10,778千円（前年度 0千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	委託事務、補助金事務、連絡調整、情報発信							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成28年に行った調査において、鳥取県女性のストレスが低いとの結果が出た子育て環境や地域での人間関係などについて、SNS等を通じて情報発信することで、移住や観光誘客につなげるとともに、ストレスが高いとの結果が出た介護分野については、解消に向けた取組や働きやすい職場環境づくりの推進に向けた取組を実施し、ストレスオフ化を図る。

2 主な事業内容

(1) ストレスオフ情報発信事業（3,038千円）

鳥取県の強みである女性の働きやすさ、暮らしやすさについて、PR活動やストレスオフィベント等の情報をSNS等を活用して、県外女性に向け情報発信し、鳥取県の魅力をPRする。

(2) 介護ストレスオフ事業（1,766千円）

ストレスを多く感じている介護中の女性が集まり、介護の悩みなどを語り合い、互いに支えあえる仲間づくりができる場を提供することで、介護ストレスの軽減を図る。

○介護ストレスオフ女子会を県内3箇所で実施

<関連事業>

- ・「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業（長寿社会課）
- ・「認知症家族サポート応援隊の養成・派遣」（長寿社会課）

(3) ストレスオフ活動拡大事業補助金（2,000千円）

ストレスオフにつながる活動に取り組む民間団体等を支援し、ストレスオフな暮らしにつながる活動の拡大を図る。

項目	内 容
補助対象者	県内に活動拠点を有する団体等
補助対象事業	鳥取県の自然を活用した癒やし効果のある活動や、人と人との支えあい活動等、ストレスオフにつながる活動
補助率、上限	定額、上限200千円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・ストレスオフ県日本一となつたことから、PR動画等を作成し、県外等に向けた情報発信を行つてゐる。
- ・ストレスオフにつながる活動に対して支援を行い、新たな活動の拡大を図つた。
- ・ストレスの低い分野については、幅広く情報の発信を行つてゐる。ストレスの高い介護分野については、ストレスの解消や働きやすい職場環境づくりの推進に取り組む。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7792）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域における女性活躍推進事業	9,411	0	9,411	7,527			1,884	
トータルコスト	13,385千円（前年度 0千円）					〔正職員：0.5人〕		
主な業務内容	委託事務、連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	女性活躍の推進（輝く女性活躍パワーアップ企業の拡大）					〔「地域女性活躍推進交付金」充当事業〕		
事業内容の説明								

1 事業の目的・概要

「2020年までに従業員10人以上の企業における管理的地位の女性の割合を25%以上（従業員100人以上の企業は30%以上）」という基本目標を達成するため、官民一体となって女性活躍を推進するために立ち上げた「輝く女性活躍加速化とっとり会議」と連携し、男性経営者の意識改革や女性活躍の機運醸成を図るとともに、県内企業における女性活躍の取組を後押しする。

2 主な事業内容

(1) 女性活躍に向けた機運醸成（普及・啓発）(6,122千円)

(単位：千円)

項目	予算額	内容
全国女性活躍サミットinとっとり	1,410	全国の先進的取組を行う官民連携組織が集まり、女性活躍先進事例や課題を共有し、本県における女性活躍の取組促進と機運醸成を図る。 【内容】 講演、先進事例の報告、パネルディスカッション
女性活躍を推進する企業トップのメッセージの発信	2,177	女性活躍に積極的に取り組んでいる企業のトップによる女性活躍への思いや、導入効果を広く発信し、女性活躍の機運を醸成する。
女性活躍に取り組む企業のメリットの見える化	2,535	女性活躍やワーク・ライフ・バランスに取り組むことによる企業のメリットを数値等で表し見える化することで、企業の女性活躍等の取組を促進する。 【見える化の内容】 女性活躍推進に取り組むことの経営効果や経費の比較。 (例) ・出産に伴う離職に係る新たな職員の採用・人材育成に要するコスト、労働生産性のマイナスと、就業継続の場合との比較 ・柔軟な働き方導入に伴う人件費の比較

(2) 女性活躍に向けた取組後押し(3,289千円)

(単位：千円)

項目	予算額	内容
女性活躍先進モデル企業事業との連携	1,709	自らが女性活躍の先進的取組を行っている女性活躍先進モデル企業と連携し、県内企業の女性活躍や働き方改革に向けた取組を促進する。 (取組例) 女性従業員の育成セミナー、女性活躍セミナー、異業種交流会の実施等
女性活躍アドバイザーの派遣	1,580	輝く女性活躍パワーアップ企業の登録を受けた企業へ女性活躍アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、女性活躍に向けた自主宣言を達成するための行動計画の実施に当たり、効果的な取組方法や活用できる補助金等についてアドバイスを実施する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成26年7月に官民一体となって県内企業の女性活躍を推進するため「輝く女性活躍加速化とっとり会議」を設置し、これまで女性活躍フォーラムやイクボスの推進に取り組んできた。
- ・女性活躍推進のためには、経営者や男性の意識改革が必要であり、女性活躍に取り組むことのメリットや効果的取組を情報提供し、機運醸成を図る。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7792）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
男女共同参画推進企業認定事業	11,245	11,069	176			(雑入) 24	11,221	
トータルコスト	17,603千円（前年度 17,307千円）【正職員：0.8人、非常勤職員：3.0人】							
主な業務内容	制度周知、各企業訪問、申請書の審査、認定、委託契約の締結、派遣先企業の募集・決定							
工程表の政策目標(指標)	仕事と生活の両立支援（男女共同参画推進企業、イクボス宣言企業の拡大）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、広く紹介することで、県内企業における男女共同参画の普及推進を図る。

2 主な事業内容

(1) 男女共同参画推進企業認定 (8,695千円)

○企業からの申請後、書類審査及び実地審査を行った後、認定委員会に諮り認定を行う。

・認定委員会委員：5名 ・開催回数：4回

○認定企業の新規開拓や、取組推進のためのフォローアップ、企業の女性活躍推進のため非常勤職員を3名継続配置する。（男女共同参画推進コーディネーター1名、女性活躍企業推進員2名）

(2) 就業規則整備支援コンサルタント派遣事業 (2,550千円)

男女共同参画推進企業の認定申請に当たり、中小企業にとって特に負担感の大きい就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士を派遣する。

対象企業	認定申請を予定している企業及び認定企業（中小企業に限る。）
支援内容	就業規則、育児・介護休業規程、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスマント防止規程やセクシャルハラスマント防止規程の作成又は関係法令への対応状況の確認、改正事務の支援
派遣件数	25事業所
実施方法	鳥取県社会保険労務士会へ業務委託

3 これまでの取組状況、改善点

- 男女共同参画推進コーディネーター1名と女性活躍企業推進員2名（東部・中部地区1名、西部地区1名）を配置し、新規開拓や取組促進のためのフォローアップを行う。
- 企業への普及推進に当たっては、経済団体や市町村等と連携し、効果的な働きかけを行う。
- 認定申請に意欲がある中小企業等への就業規則等の整備を支援し、認定申請を促進する。

認定企業数 631社（平成29年1月末現在）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H29.1	合計
認定数	3	5	9	118	38	28	21	176	57	19	11	48	53	45	631社

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7792）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
女性活躍トップランナー事業	10,270	17,030	△6,760			(基金繰入金) 10,270		
トータルコスト	16,628千円（前年度 23,268千円）【正職員：0.8人】							
主な業務内容	登録事務、補助金事務（連絡調整、制度周知、審査、補助金交付等）							
工程表の政策目標(指標)	女性活躍の推進（輝く女性活躍パワーアップ企業の拡大）							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							

1 事業の目的・概要

女性の活躍推進のための自主宣言・行動計画を作成し、女性の人材育成や働きやすい職場環境整備に取り組む企業・団体を、「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録し、企業における女性活躍の取組を支援する。

2 主な事業内容

(1) 輝く女性活躍パワーアップ企業への支援

県内企業における女性活躍の取組を推進するため、女性活躍の推進に積極的に取り組む企業に対し、その取組等に係る経費の一部を助成する。

○女性活躍職場づくり助成金等事業補助金

(単位：千円)

項目	予算額	内 容
女性活躍のための企業支援補助金	2,270	輝く女性活躍パワーアップ企業が自主宣言を達成するための行動計画の取り組みに要する経費の一部を補助する。 ・補助率1/2（上限10万円）
環境整備支援助成金	5,000	女性の就業促進を図るための職場環境整備（女性トイレ、更衣室等）に要する経費の一部を補助する。 ・補助率1/2（上限50万円）
離職者正規雇用奨励金	1,500	結婚、出産等の理由により離職した女性を正規社員として雇用した企業に奨励金を支給する。 ・1企業当たり定額30万円
育児休業復帰支援事業補助金	1,500	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう、育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する企業に支給する。 ・支給額 月額10万円／人（最長3か月間）
計	10,270	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成27年度、輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度を創設。
(登録件数：72件（平成29年1月末現在）)
- 「輝く女性活躍加速化とっとり会議」では、2020年までに企業における管理的地位に占める女性割合を25%以上（従業員数100人以上の企業は30%以上）とする基本目標を掲げており、当該目標達成のために輝く女性活躍パワーアップ企業の登録を更に推進していく必要がある。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7792）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
イクボス推進事業	2,620	996	1,624				2,620	
トータルコスト	5,799千円（前年度 4,115千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託契約事務、養成塾開催周知・募集、コンテスト募集、表彰等							
工程表の政策目標（指標）	仕事と生活の両立支援（男女共同参画推進企業、イクボス宣言企業の拡大）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

働きやすい職場環境づくりを推進するため、従業員の仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を応援する「イクボス」を県内企業に増やすとともに、イクボス宣言実施後の取組を促進する。
 イクボスとは、自らが仕事と家庭を大切にし、ワーク・ライフ・バランスを実践することで、仕事の充実を図るとともに、部下の仕事と家庭の両立も考え方応援する経営者・管理職をいう。）

2 主な事業内容

(単位：千円)

項目	予算額	内 容					
イクボス養成塾	962	・開催日 平成29年10月～11月頃 ・場所 県内3か所（東・中・西）各1回 ・内容 講義、グループワーク ・対象 男女共同参画推進企業 その他参加を希望する県内企業					
イクボス川柳コンテスト	936	・募集期間 平成29年9月～12月頃 ・内容 イクボスを題材とする川柳を募集し、優秀作品を表彰 ・対象 県内に在住又は在勤・在学する方 ・結果発表・表彰 平成30年2月～3月頃					
イクボス宣言企業の優良取組事例の表彰	722	・内容 特に優れた取組を実施している企業を表彰 ・実施時期 平成30年2月～3月頃 *イクボス川柳コンテストの表彰と併せて実施					
計	2,620						

男女共同参画社会づくり推進事業	5,512	4,446	1,066			(雑入) 8	5,504	
トータルコスト	11,870千円（前年度 10,684千円） [正職員：0.8人、非常勤：0.9人]							
主な業務内容	国・市町村・団体・企業等との連絡調整、報告書の作成							
工程表の政策目標（指標）	県民意識（「男女共同参画社会」を知っている県民割合）[平成31年度100%] 県民意識（「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合）[平成31年度50%以上]							

事業内容の説明

1 事業の概要

男女共同参画社会づくりを推進するため、市町村、関係団体との意見交換や連絡調整、鳥取県男女共同参画条例に基づく資料の作成等を行う。

2 主な事業内容

- ・男女共同参画施策に係る意見交換や連絡調整
- ・関連施策の推進状況等に係る情報収集・提供、男女共同参画白書及び市町村マップなど各種資料の作成
- ・男女共同参画計画のフォローアップとして、県内企業における女性管理職状況など女性活躍に関する調査の実施

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7077）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県男女共同参画審議会運営費	854	1,460	△606				854	
トータルコスト	4,033千円（前年度 7,698千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	男女共同参画に関する調査・審議・建議							
工程表の政策目標（指標）	県民意識（「男女共同参画社会」を知っている県民割合）[平成31年度100%] 県民意識（「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合）[平成31年度50%以上]							

事業内容の説明

1 事業の概要

鳥取県男女共同参画審議会を開催する。

委員20名

2 主な事業内容

- ・第4次鳥取県男女共同参画計画の進捗管理等
- ・開催回数：2回程度

大学との連携による女性の活躍推進事業	398	398	0					398
トータルコスト	2,782千円（前年度 1,958千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	大学との連絡調整、企画調整							
工程表の政策目標（指標）	県民意識（「男女共同参画社会」を知っている県民割合）[平成31年度100%] 県民意識（「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合）[平成31年度50%以上]							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「男女がともに担う社会づくり」を基本テーマに、鳥取県における男女共同参画の推進に向け、男女共同参画の理解者の拡大や地域・企業等で活躍する人材育成を目的に鳥取大学及び明治大学と県との連携講座を開催する。

2 主な事業内容

- (1) 内容 大学と連携し、県民向け講座を開催する。 ※大学と県による実行委員会で検討
- (2) 会場 県内各地
- (3) 回数 8講座程度

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成20年度から、女性を対象に地域で活躍する人材育成を目的とした連続講座「とっとりグランマ俱楽部」を開催しており、約150名の修了生が誕生した。
- 平成28年度から、実施方法を見直すとともに、講座の名称を「とり2×めいじ（とりとりめいじ）さんかくカレッジ」に変更し実施している。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7077）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
男女共同参画普及啓発事業	5,818	5,943	△125				5,818	
トータルコスト	18,535千円（前年度 19,979千円）			【正職員：1.6人、非常勤職員：1.2人】				
主な業務内容	各種講座企画・実施、県民企画講座・補助金事務、委託事務							
工程表の政策目標（指標）	男女共同参画の理解を広げる普及啓発と地域や職場などにおける人材育成							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

男女共同参画を推進するため、理解者の裾野を拡大する普及啓発や推進活動の中核となる人材を育成する各種講座の開催及び推進団体等への活動支援等を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内 容
(普及啓発) 各種講座	1,880	<ul style="list-style-type: none"> (1) 共同参画時代の自分磨きセミナー <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の理解者の裾野拡大を図るために、今まで学ぶ機会の少なかった県民も興味を持って参加できる講座を開催する。 (例) 女性の活躍、男性にとっての男女共同参画、家族関係における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、DV及びハラスメント 等 (2) イクメン・ケアメン養成セミナー支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代で男女共同参画を支える主体である有職男性層の啓発を推進するため、県内企業等が行う社内研修に対して講師を派遣して支援する。
(人材育成) 各種講座	1,766	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画推進人材育成協働事業 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進の中核となる人材を育成するために、知識やスキルの向上を目的とした講座を開催する。 (例) 地域社会の発展と女性の参画、現状を踏まえた男女共同参画の捉え方、組織や事業でのコミュニケーション手法 等 (2) 相談に関わる人たちの支援講座 <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務関係者、民生委員などに対して、男女共同参画の視点を踏まえて相談業務の質を向上させるための講座を開催する。
活動支援	2,172	<ul style="list-style-type: none"> (1) よりん彩活動支援事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体が企画運営する公開講座や男女共同参画に関する調査研究、自治会やPTA等が行う研修会や学習会の開催等に対する助成を行う。 (2) よりん彩学びのサロン <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及びよりん彩の実務担当者が男女共同参画に関する理解を深め、情報交換や相互研鑽を行うネットワークの場として開催する。 (3) よりん彩記念日フォーラム補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進に関する気運を高め、活動拠点としてのよりん彩を周知するフォーラムを企画運営する実行委員会に対して助成を行う。 (4) 出前講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、PTA、企業などによりん彩職員が出向いて、男女共同参画の推進に関する研修や講座を実施する。
計	5,818	

3 これまでの取組状況、改善点

(普及啓発)

- ・共同参画時代の自分磨きセミナー【H28実施予定】指定講座1、公募講座2、直営講座3
- ・イクメン・ケアメン養成セミナー【H28.12月実績】県西部の企業で実施（参加者32名）

(人材育成)

- ・男女共同参画推進人材育成協働事業【H28実施予定】公募講座2、直営講座1
- ・相談に関わる人たちの講座【H28.12月実績】東・中・西部で各1回開催

(活動支援)

- ・よりん彩活動支援事業補助金【H28.12月実績】公開講座8件、研修支援9件
- ・よりん彩学びのサロン【H28.12月実績】講演、ワークショップ、情報交換会を2回開催
- ・よりん彩記念日フォーラム【H28実績】平成28年4月24日（日）開催、約600人の県民が参加
- ・出前講座【H28.12月実績】19回実施、参加者646名

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

女性活躍推進課（内線：7075）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
男女共同参画センター運営費	38,513	38,258	255			(雑入) 195	38,318	
トータルコスト	55,204千円（前年度 54,634千円） [正職員：2.1人、非常勤職員：8.7人]							
主な業務内容	施設管理、情報提供、男女共同参画に関する相談対応、県民活動支援のためのミーティング室・印刷機器等の貸出等に係る事務							
工程表の政策目標（指標）	男女共同参画に関する情報収集・提供の充実、相談事業の充実及び利用促進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設である「男女共同参画センター“よりん彩”」の管理運営、情報提供、相談事業、県民活動支援のための施設提供等に要する経費である。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内容					
管理運営費	30,868	・人件費（相談員等非常勤職員）	・男女共同参画センター運営協議会	・庁舎管理 等			
情報収集提供事業費	3,840	・図書等の購入及び閲覧・貸出、貸出等システム管理	・人材バンク運営	・インターネットパソコンの利用	・広報紙発行、よりん彩ネット 等		
相談事業費	3,055	・一般相談	・専門相談（心、男性、法律）等				
活動推進事業費	750	・設備利用支援（印刷機器等の貸出）					
計	38,513						

男女共同参画推進員設置費	1,145	1,132	13					1,145
トータルコスト	4,324千円（前年度 4,251千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	推進員会議開催、申出審査、年間処理状況報告書作成等に係る事務局業務							
工程表の政策目標（指標）	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

男女共同参画推進条例により設置された第三者機関として、男女共同参画に関する苦情・不服の申出審査、男女共同参画施策の是正・改善の勧告等を行う男女共同参画推進員の活動に要する経費である。（男女共同参画推進員：4名）

2 主な事業内容

県民の方（事業者、団体を含む）からの男女共同参画に関する苦情や不服の申出を審査し、必要と認めるときは、県の機関に対して是正若しくは改善の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を求める意見を公表する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

東部振興課（内線：7970、7967）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部振興課管理運営費	7,475	8,551	△1,076			(雑入) 8	7,467	
トータルコスト	67,880千円（前年度 70,935千円） [正職員：7.6人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	鳥取県東部圏域の災害発生時の危機管理対応、中山間地域振興の推進、NPO法人の活動支援、農商工連携の推進等							
工程表の政策目標(指標)	県東部地区の県民の安全安心な暮らしに資する防災・危機管理体制の整備等							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県東部圏域における現場に密着した、地域課題の解決等による地域活性化の推進に要する経費である。

2 主な事業内容

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (1) 東部地区の地方機関・市町との連絡調整経費 | 4,776千円 |
| (2) 八頭郡活性化戦略会議の運営（八頭郡活性化戦略会議負担金） | 150千円 |
| (3) 非常勤職員人件費 | 2,549千円 |

「みんなで楽しむとっとり因幡の山」事業	1,247	3,416	△2,169			(基金繰入金) 1,247		
トータルコスト	3,631千円（前年度 5,755千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	「とっとり因幡の山」を地域資源として活用するために地元団体、市町等との協議、連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	県民が自主的に取り組む地域づくり活動の支援							

事業内容の説明

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

近年、地元の山を見直して、地元団体などが登山道を整備する例が見られるが、あまり知られず十分活用されない状況が見られる。このため、こうした山を地域資源（因幡の宝）として活用するために地元の登山道整備団体、集落、市町、県が協力連携し、多くの人が楽しめる山として情報発信し、地域の活性化、観光振興を目的とする。

2 主な事業内容

- | | |
|---|---|
| (1) ホームページ管理運営費 100千円
「因幡の山」の魅力を県内外にPRするため、登山に必要な情報に加え、それぞれの山の魅力についても掲載し、ホームページの情報を充実させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加する情報：沿革・歴史、別ルート、季節ごとの景色・植生、周辺情報（飲食店、宿泊施設、観光スポット、関連イベント等） |
| (2) 因幡の山楽しみ方講座 1,100千円
関西方面の女性登山者（山ガール）をターゲットとした低山登山の楽しみ方を紹介する講座を登山用品専門店の女性登山部、旅行代理店等と連携して企画・開催する。 | |
| (3) 実行委員会運営費 47千円 | |

3 これまでの取組状況、改善点

- ・専門家、市町、県で構成する「みんなで楽しむとっとり因幡の山実行委員会」を設立し、地元団体・集落と協力連携しながら、地域に眠った山の掘り起こしや調査登山を行い、調査で得られた山の情報をホームページにより情報発信した。（平成28年度：11山）
- ・国道29号沿線の日本風景街道「新因幡ライン」を新たな観光資源として売り出すため、沿線の山に案内看板を設置した。（平成28年度：4箇所）
- ・ホームページによる山の情報（登山ルート、写真、周辺情報等）の発信に加え、女性登山者をターゲットとした講座の開催により「因幡の山」の認知度向上と誘客を図る。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

東部振興課（内線：7967）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部圏域みんなで 地方創生事業	2,000	3,000	△1,000				2,000	
トータルコスト	3,590千円（前年度 4,560千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	地方創生に資する圏域の重点課題や緊急の課題に対する取組への支援（民間団体等との連絡調整、補助金交付事務等）							
工程表の政策目標(指標)	市町村・地域の民間活動団体と連携した地域振興							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

東部圏域における地方創生の実現に向けて、民間団体等が取り組む地方創生に資する取組を積極的に支援し、圏域の重要課題や緊急的な課題に対して時期を失すことなく効果的な事業が実施できるようにする。

2 主な事業内容

民間団体等が実施する地方創生に資する取組に対する補助金

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成27年度に各市町の地方創生総合戦略が策定され、地方創生の本格的な取組が始まり、民間主体の地方創生に資する取組を積極的に支援してきた。
- 今後も引き続き、民間団体による地方創生に資する取組を今まで以上にきめ細かく時期を失せずに積極的に支援し、圏域の地域振興を図っていく。

日本風景街道「新因幡ライン」魅力向上事業	3,800	3,200	600			(基金繰入金) 3,800		
トータルコスト	6,184千円（前年度 3,980千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	関連イベントの開催、関係団体との調整等							
工程表の政策目標(指標)	市町村、地域の民間活動団体と連携した地域振興							

事業内容の説明

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成28年3月に国道29号線が日本風景街道に登録されたことを契機として、鳥取・兵庫両県の沿線一帯の官民が連携して、観光・交流人口の増加、風景や環境保全活動などに取り組むことを通じてにぎわいづくりにつなげるとともに、沿線住民の地元への愛着の向上を図る。

2 主な事業内容

- (1) 沿線の魅力向上・発信 2,300千円
- 平成29年度にちなんだ、兵庫県～戸倉峠（国道29号）を越えてライダーの聖地「隼」に向かうツーリングイベントを開催する。
 - グッズ等による沿線PRや風景街道の「見える化」を図る。（みどころ、味わいどころなどお勧めスポット、道の駅等での案内パネルの整備など）
 - 沿線住民の魅力再認識と都市部住民へのPRのための小中学生によるフォトキャラバンを実施し、沿線や都市部で写真を展示する。
- (2) 沿線の住民主体の機運醸成 1,500千円
- 沿線の景観や文化、食の魅力を発信するイベント、両県連携したウォーキングイベント等を開催する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

1目 農業総務費

東部振興課（内線：7968）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりジビエ利用促進総合対策事業（いなばのジビエ開発普及事業）	7,185	8,516	△1,331				7,185	
トータルコスト	15,133千円（前年度 16,314千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	「いなばのジビエ推進協議会」の運営に係る関係機関との調整、打合せ並びに解体処理者研修等							
工程表の政策目標(指標)	有望案件を選択の上、現地支援チームを編成し、モデル事例を育成する。（猪、鹿の活用等）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県東部のジビエのイメージアップや有効活用、消費拡大を促進する「いなばのジビエ推進協議会」にコーディネーターを配置し、販路開拓や消費拡大に向けたファンクラブの運営、ジビエフェスティバルの開催並びに解体処理者研修を委託する。

※ジビエ（仏:gibier）=主にフランス料理の用語で、狩猟によって食材として捕獲された野生の鳥獣のことという。

2 主な事業内容

- (1) ジビエコーディネーターの配置 4,339千円
各獣肉処理加工施設の精肉在庫状況等に関する情報収集管理、販路開拓、マッチングの推進（猪・鹿肉・皮・内臓等）、プロモーション活動等を行うジビエコーディネーターを配置する。
- (2) 県民へのジビエの普及 2,293千円
 - (ア) 一般消費者へのジビエ普及啓発
猪・鹿の有効活用に賛同する消費者を組織化、商品・店・イベント情報等を発信し、その活用を促進する「いなばのジビエファンクラブ」の運営のほか、食改善推進員等料理教室講師向けのジビエ講習会やジビエ料理教室で使用するジビエの提供を行う。
 - (イ) いなばのジビエフェスティバルの開催
猪・鹿の有効活用取組事例の発表やパネルでの紹介、ジビエ料理の試食提供、猪・鹿を活用した加工品の商品展示を行う。
- (3) ジビエ肉安定供給体制確立のための解体処理者研修の開催 553千円
猪・鹿別に初心者向け、初級者～中級者向け、中級者～上級者向け研修を実施する。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成24年5月17日にいなばのジビエ推進協議会が発足。（平成29年1月現在：会員数46）
- ジビエ料理提供店舗、旅館が増加した。（平成24年5月：1店舗→平成29年1月：23店舗）
- いなばのジビエファンクラブ（メルマガ会員）の立ち上げ、いなばのジビエフェスティバルの開催等により、多くのメディアに取り上げられジビエの認知度が向上した。
- イベントの実施や販路開拓により首都圏でのジビエ肉販売が増加した。
- 協議会と県の活動が認められ、「第1回日本ジビエサミット」が鳥取で開催された。
- 肉にとどまらず、皮・角・内臓等の活用・商品化が進んだ。
(洗顔クロス・鞄・小物・アクセサリー・ペットフード等)
- 平成28年9月にシカ肉の「お試し販売」を実施した結果、鳥取市内スーパーにおいてジビエ肉が常時販売されることとなった。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

東部振興課（内線：7969）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ビッグデータを利用した県内農産品・農産加工品改善モデル事業	1,439	0	1,439	719			720	
トータルコスト	2,234千円（前年度 0千円）	[正職員：0.1人]						
主な業務内容	購買データを分析し、有効利用することによる商品改善、販売促進モデル構築							
工程表の政策目標(指標)	農商工こらばネット等で情報共有し、適切な連携、支援体制を構築し農商工連携の取組を増やす。							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

東部地区の产学研官が連携して、購買行動等に関するビッグデータの分析等を行い、対象商品や主要顧客層を絞りこみ、ニーズに即した県内農産品・農産加工品の新商品開発あるいは改善・改良、及び販売活動に活用するモデル（仕組み）を作成し、将来的な横展開につなげ、県内の消費者動向に関するデータの有効利用を図る。

※ビッグデータとは、情報通信技術を用いて収集される多種多量のデータをいう。

2 主な事業内容

(1) 実施内容

- ・現状分析（県内産農林水産物を販売する県内小売業者が有するデータの分析）
- ・関係者を対象とした報告会の実施
- ・関係者は、購買行動等に関する分析データを活用し、ターゲット（購入確率が高いと考えられる顧客層）を絞り、販売促進活動、商品改善等を検討・実施
- ・モデルは、活用の成果を確認しながら3年程度P D C Aを繰り返すことにより、改善を加えていく。

(2) 関係機関の役割

産	小売業者	データ提供、分析結果の活用（販売促進）
	生産者	分析結果の活用（商品改善）
学	鳥取大学等	データ分析の実施、データ活用に関する助言、分析結果の報告
官	県	3者の調整、報告会の開催

(活用例)

- ・年齢、性別や来店頻度、購入金額等のデータを用いて顧客を分類し、ターゲットを抽出する。 続いて、ターゲットの購買行動等から商品計画を検討し、商品の改善等を図る。
- ・既存の観光客入込動向に関するデータを収集し、売上動向との連動性を検証し、連動性が高い商品の計画や有効な販売促進活動を検討する。

3 これまでの取組状況、改善点

東部農商工こらばネットにおいて商品差別化等のセミナーを行ってきたが、小規模の生産者や小売業者は、人材不足や費用不足等を理由として、購買データの有効活用やターゲットとする客層に応じた商品開発や改善・改良ができていない状況があった。

このような状況を改善するために、小売業者が有するビッグデータを生産者及び小売業者が活用できるように分析し、両者が情報共有することで商品の改善・改良及び販売促進に活用する仕組みを構築しようとするものである。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

1目 観光費

東部振興課（内線：7969）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
東部地域振興・交流支援事業	5,844	5,984	△140				5,844
トータルコスト	17,766千円（前年度 17,681千円）	[正職員：1.5人]					
主な業務内容	負担金・補助金交付業務、関係機関との調整・打合せ、協議会事業の実施等						
工程表の政策目標（指標）	県民が自主的に取り組む地域づくり活動の支援						
事業内容の説明							

1 事業の目的・概要

鳥取県東部地区の地域資源を活用した観光客誘致及び交流人口の増加の取組を促進し、地域の活性化を図るとともに、地域の魅力アップを図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業名	目的	主な事業内容	予算額	事業実施主体
氷ノ山県際交流推進事業	氷ノ山を鳥取・兵庫両県一体の山として認識し、両県の当該地域の振興を図る	【補助事業】 鳥取・兵庫両県氷ノ山交流登山、越境登山ツアーの開催	290	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会
とっとり因幡グリーンツーリズム推進事業	県東部地域の農山漁村の地域資源を活かしたグリーンツーリズムの取組を積極的に推進する	【負担金】 グリーンツーリズムの普及・啓発、情報の収集・発信、実践団体の育成・掘り起こし及び資質向上	1,648	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会
岩美キッズトライアスロン支援事業	参加者等に地域住民との交流の場や地域の良さを体験する機会を提供し、山陰海岸ジオパークへの理解を深める	【補助事業】 岩美キッズトライアスロン実施経費の支援	800	岩美キッズトライアスロン全国大会実行委員会
「幸せはこぶ福（29）ロード」事業	兵庫県と鳥取県の国道29号周辺地域の市町及び民間関係者等との協力と連携の下に地域の振興と活性化を図る	【負担金】 (1) 福ロード事業 沿線地域の情報発信事業等の実施 【補助事業】 (2) ニクロード推進事業 ニクロードイベント等の実施	300 707	国道29号周辺兵庫・鳥取地域振興協議会
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業	氷ノ山後山那岐山国定公園をエリアに擁する「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の活性化を図る	【負担金】 氷ノ山夏山開き祭等の実施及び新聞等での四季折々の広告宣伝	1,500	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会
その他諸経費			599	
		計	5,844	

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 氷ノ山県際交流推進事業

氷ノ山登山マップにより氷ノ山の魅力発信を行い、周辺市町の観光への関心も高まった。また、「鳥取・兵庫両県往来氷ノ山交流登山ツアー」により、氷ノ山が両県一体の山であるという認識が深まるとともに同ツアー募集等を通じて関西圏域在住者などにもPRできた。

(2) とっとり因幡グリーンツーリズム推進事業

平成27年度に部会制（田舎体験部会、自然体験部会、特産品部会）を導入し、活動の多様化を図った。また、協議会設立当初に比べ会員数も倍以上になり、会員同士が連携する機運も醸成することができた。

(3) 岩美キッズトライアスロン支援事業

全国の小中学生等に観光資源のPRや山陰海岸の普及啓発を行うことができた。

・参加者：306名（個人の部 255名、リレーの部 51名）

(4) 「幸せはこぶ福（29）ロード」事業

国道29号沿線の魅力を情報発信し誘客を図るとともに、沿線地域の活性化のため、ニク（29）ロード推進事業等に民間団体の声を積極的に反映させた。

(5) わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業

夏山開きでの登山ガイドなどが参加者に好評を得た。また、オフロードバイクイベントが好評につき平成27・28年と継続して実施されるなど地域の活性化につなげることができた。

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費	うち元気づくり総本部						
			1項 総務管理費	1目 一般管理費			2項 企画費	企画総務費
				1目 一般管理費	3目 広報費	4目 文書費		
1 報酬	550,245	57,360	14,733	2,194	12,135	404	37,511	32,986
2 給料	2,951,742	326,628	159,516	159,516			167,112	167,112
3 職員手当等	4,427,125	164,174	80,178	80,178			83,996	83,996
4 共済費	1,143,458	126,062	59,683	57,979	1,704		65,669	65,314
5 災害補償費	500							
6 恩給及び退職年金	20,389							
7 賃金	33,606							
8 報償費	262,617	12,192	3,958		3,958		5,600	3,760
9 旅費	239,482	24,409	4,993	1,600	3,222	171	13,343	7,357
費用弁償	28,034	5,470	501		481	20	4,299	1,656
普通旅費	158,510	13,723	3,299	1,600	1,549	150	6,581	3,903
特別旅費	52,938	5,216	1,193		1,192	1	2,463	1,798
10 交際費	3,600							
11 需用費	531,870	42,705	30,566	2,050	28,496	20	9,187	6,571
12 役務費	548,656	157,900	146,475	3,325	143,050	100	7,034	4,876
13 委託料	5,290,706	435,722	120,387		120,387		103,145	31,695
14 使用料及び賃借料	847,679	23,360	10,358	1,685	8,663	10	10,374	7,908
15 工事請負費	1,374,886							
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	134,683	260					260	260
19 負担金、補助及び交付金	8,166,863	387,310	27,160		27,090	70	118,324	60,400
20 扶助費								
21 貸付金								
22 捕償、補填及び賠償金	2,000							
23 償還金、利子及び割引料	170,200							
24 投資及び出資金								
25 積立金	134,793							
26 寄付金								
27 公課費	243							
28 繰出金								
予備費								
計	26,835,343	1,758,082	658,007	308,527	348,705	775	621,555	472,235
財源内訳	国庫支出金	2,353,218	135,351				17,571	12,821
	地方債	1,857,000						
	その他	3,253,179	225,012	309	8	208	93	117,618
	一般財源	19,371,946	1,397,719	657,698	308,519	348,497	682	486,366
								448,911

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費			5款 労働費	うち元気づくり総本部			6款 農林水産業費		
	うち元気づくり総本部				うち元気づくり総本部					
	2項 企画費	4項			1項	1目	1目			
	2目 計画調査費	市町村振興費	1目 自治振興費							
1 報酬	4,525	5,116	5,116	228,329				384,429		
2 給料				193,698				2,415,528		
3 職員手当等				98,690				1,223,769		
4 共済費	355	710	710	102,719				928,460		
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金								808		
8 報償費	1,840	2,634	2,634	233,885				47,372		
9 旅費	5,986	6,073	6,073	33,190				98,868		
費用弁償	2,643	670	670	15,703				6,380		
普通旅費	2,678	3,843	3,843	6,274				81,206		
特別旅費	665	1,560	1,560	11,213				11,282		
10 交際費				50						
11 需用費	2,616	2,952	2,952	47,965	26	26	26	489,708		
12 役務費	2,158	4,391	4,391	16,856				126,782		
13 委託料	71,450	212,190	212,190	976,421				2,042,510		
14 使用料及び賃借料	2,466	2,628	2,628	101,903				142,244		
15 工事請負費				7,151				5,524,740		
16 原材料費								3,166		
17 公有財産購入費								2,295		
18 備品購入費				947				81,712		
19 負担金、補助及び交付金	57,924	241,826	241,826	154,701	8,867	8,867	8,867	9,654,534		
20 扶助費				321						
21 貸付金								528,196		
22 補償、補填及び賠償金								45,993		
23 償還金、利子及び割引料								100,468		
24 投資及び出資金								10		
25 積立金				200,060				495,637		
26 寄付金										
27 公課費				61				350		
28 繰出金								195,622		
予備費										
計	149,320	478,520	478,520	2,396,947	8,893	8,893	8,893	24,533,201		
財源内訳	国庫支出金	4,750	117,780	117,780	954,517			7,619,238		
	地方債							2,459,000		
	その他	107,115	107,085	107,085	93,619			2,576,712		
	一般財源	37,455	253,655	253,655	1,348,811	8,893	8,893	8,893		
								11,878,251		

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	6款 農林水産業費			7款 商工費			
	うち元気づくり総本部			うち元気づくり総本部			
	1項 農業費	1目 農業総務費		2項 工礦業費	2目 中小企業振興費	3項 観光費	
1 報酬			96,209				
2 給料			463,356				
3 職員手当等			232,898				
4 共済費			208,216				
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金							
8 報償費			584,588	50	50	50	
9 旅費			91,038	139	60	60	79
費用弁償			19,131				
普通旅費			51,795	79			79
特別旅費			20,112	60	60	60	
10 交際費							
11 需用費			63,903	520	70	70	450
12 役務費			52,494	18			18
13 委託料	7,185	7,185	7,185	824,922	1,234	1,234	1,234
14 使用料及び賃借料			153,454	77	25	25	52
15 工事請負費			41,373				
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費			7,075				
19 負担金、補助及び交付金			9,529,203	5,245			5,245
20 扶助費							
21 貸付金			535,854				
22 捕償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金			1,500				
25 積立金							
26 寄付金							
27 公課費			40				
28 繰出金			9,194				
予備費							
計	7,185	7,185	7,185	12,895,317	7,283	1,439	1,439
財源内訳	国庫支出金			251,218	719	719	719
	地方債			38,000			
	その他			601,756			
	一般財源	7,185	7,185	7,185	12,004,343	6,564	720
						720	5,844

平成29年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	7款 商工費	
	うち元気づくり総本部	
	3項 観光費	
	1目	合 計
	観光費	
1 報 酬		57,360
2 給 料		326,628
3 職員手当等		164,174
4 共 濟 費		126,062
5 災害補償費		
6 恩給及び退職年金		
7 貨 金		
8 報 償 費		12,242
9 旅 費	79	24,548
費用弁償		5,470
普通旅費	79	13,802
特別旅費		5,276
10 交際費		
11 需用費	450	43,251
12 役務費	18	157,918
13 委託料		444,141
14 使用料及び賃借料	52	23,437
15 工事請負費		
16 原材料費		
17 公有財産購入費		
18 備品購入費		260
19 負担金、補助及び交付金	5,245	401,422
20 扶助費		
21 貸付金		
22 補償、補填及び賠償金		
23 償還金、利子及び割引料		
24 投資及び出資金		
25 積立金		
26 寄付金		
27 公課費		
28 繰出金		
予備費		
計	5,844	1,781,443
財 源 内 訳	国庫支出金	136,070
	地方債	
	その他	225,012
	一般財源	5,844 1,420,361

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
2款 総務費		
1項 総務管理費		
1目 一般管理費		
報 酬	非常勤職員	1人
	一般職員	42人
3目 広報費		
報 酉	非常勤職員	5人
	附属機関審査委員	2人
	企画コンペ外部審査委員	2人
	パートナー県政推進会議委員	18人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金	27,090
4目 文書費		
報 酉	鳥取県情報公開審議会委員	5人
	鳥取県個人情報保護審議会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	「情報公開・個人情報保護をめぐる法実務」参加負担金	70
2項 企画費		
1目 企画総務費		
報 酉	非常勤職員	5人
	非営利公益活動促進検討委員	5人
	鳥取・島根広域連携協働事業審査委員	4人
	よりん彩事務、コーディネーター、アドバイザー、相談員	9人
	男女共同参画審議会委員	20人
	男女共同参画推進企業認定委員会委員	5人
	イクボス川柳コンテスト審査委員	4人
	イクボス宣言企業表彰審査委員	5人
	介護ストレスオフ支援事業委託プロポーザル審査会委員	3人
	男女共同参画推進員	4人
	男女共同参画センター運営協議会委員	15人
	委託事業選定委員	3人
給 料	一般職員	44人
負担金、補助 及び交付金	全国知事会負担金	7,885
	中国地方知事会負担金	1,282
	関西広域連合負担金	28,674
	近畿ブロック知事会負担金	250
	日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金	500
	分権型政策制度研究センター負担金	400
	関西地域振興財団(大阪湾ベイエリア開発推進機構)負担金	1,750
	日本海沿岸地帯振興連盟負担金	600

節 の 明 細

項目		金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
負担金、補助 及び交付金	中国地方総合研究センター負担金	450
	鳥取・島根広域連携協働事業補助金	2,200
	日本NPOセンター会費	50
	よりん彩活動支援事業補助金	1,960
	よりん彩記念日フォーラム補助金	150
	倉吉未来中心施設管理負担金	1,612
	米子コンベンションセンター施設管理負担金	365
	鳥取県図書館協会年会費	2
	女性活躍職場づくり助成金等事業補助金	10,270
	ストレスオフ活動拡大事業補助金	2,000
2目 計画調査費		
報酬	非常勤職員	1人
	県政顧問	13人
	県政アドバイザリースタッフ	28人
	総合教育会議委員	7人
	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員	5人
	トットリズム推進委員会委員	10人
	人口減少に立ち向かう自治体連合負担金	10
	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金	14,900
	鳥取県トットリズム推進補助金	31,500
	鳥取県みんなですすめるトットリズム！支援事業補助金	6,000
負担金、補助 及び交付金	クラウドファンディング運営費補助金	1,944
	「響かせようトットリズム♪とつとり元気フェス」開催事業費補助金	3,570
4項 市町村振興費		
1目 自治振興費		
報酬	非常勤職員	2人
	中山間地域等活性化・移住定住促進協議会委員	10人
	とつとり暮らし支援関係補助事業審査会委員	5人
	みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金	6,500
	小さな拠点促進支援事業費補助金	35,000
	鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金	23,419
	地域おこし協力隊自主起業塾開催支援事業補助金	450
	中山間地域集落活動支援事業費補助金	3,000
	高校と連携した中山間地域の活性化事業補助金	2,000
	みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金	23,329
負担金、補助 及び交付金	中山間地域買い物支援事業補助金	24,621

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
2款 総務費		
4項 市町村振興費		
1目 自治振興費		
負担金、補助及び交付金	みんなで取り組む安全・安心活動支援事業費補助金	1,000
	全国過疎地域自立促進連盟会費	367
	一般財団法人地域活性化センター会費	900
	全国山村振興連盟会費	45
	地域サポート人ネットワーク全国協議会負担金	10
	まちなか暮らし総合支援補助金	9,000
	若者の郷土愛を育む活動促進補助金	1,250
	「いいね！地方の暮らしフェア」開催事業負担金	2,000
	NPO法人ふるさと回帰支援センター年会費	300
	移住・交流推進機構年会費	50
	鳥取県移住定住推進交付金	85,000
	若者地域定着促進事業費補助金	4,198
	新たな起業・創業人材移住強化補助金	5,440
	地域での空き家確保支援補助金	6,000
	県外学生ネットワーク活動促進補助金	750
	八頭郡活性化戦略会議負担金	150
	地方創生事業補助金	2,000
	みんなで楽しむとっとり因幡の山実行委員会負担金	1,247
	日本風景街道新因幡ライン沿線自治体等連絡協議会負担金	3,100
	鳥取県国道29号日本風景街道推進事業費補助金	700
5款 労働費		
1項 労政費		
1目 労政総務費		
負担金、補助及び交付金	公益財団法人鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金	8,867
7款 商工費		
3項 観光費		
1目 観光費		
負担金、補助及び交付金	氷ノ山県際交流推進事業補助金	290
	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会負担金	1,648
	鳥取県岩美キッズトライアスロン支援事業補助金	800
	国道29号周辺兵庫・鳥取地域振興協議会負担金	300
	ニク(29)ロード推進事業補助金	707
	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金	1,500

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円
平成29年度 若者定住等による集落活性化総合対策事業補助	9,996 千円			平成30年度から 平成31年度まで	9,996 千円			9,996 千円
平成29年度 鳥取・島根広域連携協働事業補助	補助金総額1,000千円 を限度として、平成29 年度に交付決定した 額から平成29年度に 交付した額を差し引い た額			平成30年度	限度額に同じ			限度額に同じ
平成29年度 協働提案・連携推進事業補助	補助金総額6,000千円 を限度として、平成29 年度に交付決定した 額から平成29年度に 交付した額を差し引い た額			平成30年度	限度額に同じ			限度額に同じ

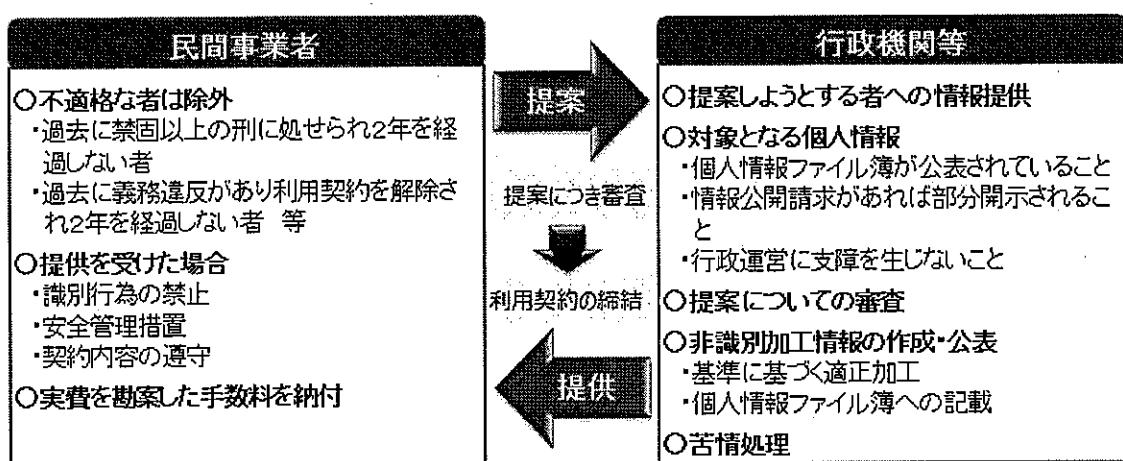
**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

過年度議決済に係る分

事項	限度額	前年度までの支出(見込)額	当該年度以降の支出予定額			左の財源内訳		
			期間	金額	金額	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円
平成26年度 とりネットCMSサーバ賃借料及び運用管理委託	25,124	平成27年度から 平成28年度まで	9,913	平成29年度から 平成31年度まで	15,211			15,211
平成27年度 県庁舎総合受付案内等業務委託	23,866	平成28年度	6,431	平成29年度から 平成30年度まで	15,930			15,930
平成28年度 若者定住等による集落活性化総合対策事業補助	19,045			平成29年度から 平成30年度まで	19,045			19,045

条例名等	鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部改正について
提出理由	<p>1 提出理由 個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の一部が改正され、個人情報の定義の明確化が行われたこと、行政機関等が保有する個人情報を加工して特定の個人を識別することができないようにした非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p>
理由及び概要	<p>2 概要 (1) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正 ア 個人情報の定義に、特定の個人を識別することのできる符号が含まれるもの及び他の情報と照合することにより特定の個人が識別できることとなるものを加える。 イ 収集等を制限する思想、信条及び宗教に関する情報等の機微な内容を含む個人情報は、行政機関個人情報保護法に規定する要配慮個人情報とする。 ウ 実施機関が非識別加工情報を民間事業者に提供する仕組みに関する規定を設ける。 エ 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する知事の事務を廃止する。 オ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 鳥取県情報公開条例の一部改正 個人情報の定義について、(1)のアに準じて改正する。</p> <p>(3) 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部改正 所要の規定の整備を行う。</p>
施行期日	3 施行期日 平成29年5月30日 ほか
<p>【参考】</p> <h3 style="text-align: center;">非識別加工情報の作成・提供の仕組み</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>民間事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不適格な者は除外 <ul style="list-style-type: none"> ・過去に禁固以上の刑に処せられ2年を経過しない者 ・過去に義務違反があり利用契約を解除され2年を経過しない者 等 ○提供を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・識別行為の禁止 ・安全管理措置 ・契約内容の遵守 ○実費を勘案した手数料を納付 </div> <div style="text-align: center; width: 10%;"> <pre> graph TD A[民間事業者] -- 提案 --> B[提案につき審査] B --> C[利用契約の締結] C -- 提供 --> D[行政機関等] </pre> </div> <div style="width: 45%;"> <p>行政機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提案しようとする者への情報提供 ○対象となる個人情報 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル簿が公表されていること ・情報公開請求があれば部分開示されること ・行政運営に支障を生じないこと ○提案についての審査 ○非識別加工情報の作成・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・基準に基づく適正加工 ・個人情報ファイル簿への記載 ○苦情処理 </div> </div>	

非識別加工情報の作成・提供の仕組み



鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
<u>第3章 削除</u>	<u>第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第31条 一第36条)</u>
第4章～第6章 略	第4章～第6章 略
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 個人情報 個人に関する情報であって、 <u>次の いずれかに該当するものを</u> いう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。	(1) 個人情報 個人に関する情報であって、 <u>特定 の個人が識別され、又は識別され得るもの</u> をい う。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。
ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u>	
(2) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。	

(3) 略	(2) 略 (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共 團体並びに県が設立した地方独立行政法人を除 く。)及び事業を営む個人をいう。
(4)～(6) 略	(4)～(6) 略
(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図らなければならない。	(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図るとともに、個人情報の保護の重要性に対する県民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。
<u>第4条 削除</u>	<u>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。</u>
(収集の制限) 第7条 略 2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を収集することができる。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該要配慮個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。 4～6 略	(収集の制限) 第7条 略 2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。 (1) 思想、信条及び信教に関する情報 (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める情報 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。 4～6 略
(開示義務) 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の個人情報が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請	(開示義務) 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するこ

求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(4)～(8) 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
(2) 略

2 略

第3章 削除

とにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(4)～(8) 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
(2) 略

2 略

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第31条から第36条まで 削除

(事業者による措置)

第31条 事業者は、個人情報を取り扱うときは、法令に即して個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(指針の作成等)

第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。

2 知事は、事業者に対して、前項の指針を勘案して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び公表)

第33条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者が正当な理由なく前項の報告又は資料の提出をしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(勧告及び公表)

第34条 知事は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(苦情の処理)

第35条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、速やかに、これを処理しなければならない。

(国等との協力)

第36条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(鳥取県個人情報保護審議会)	(鳥取県個人情報保護審議会)
第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。	第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
(1) 第6条第3項第4号、 <u>第7条第5項及び第8条第2項</u> の規定により、実施機関に意見を述べること。	(1) 第6条第3項第4号、 <u>第7条第2項第2号及び第5項、第8条第2項、第32条第1項並びに第34条第2項</u> の規定により、実施機関に意見を述べること。
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
2～7 略	2～7 略

第2条 鳥取県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い（ <u>第5条—第11条</u> ） 第2節・第3節 略 第3章 実施機関非識別加工情報の提供（第31条—第46条） 第4章 鳥取県個人情報保護審議会（第47条—第51条） 第5章 雜則（第52条—第54条） 第6章 罰則（第55条—第60条） 附則 (目的) 第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を <u>定め</u> 、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかに <u>するとともに</u> 、実施機関非識別加工情報の提供に関する事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) <u>保有個人情報</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報（生存する個人のもの）	第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い（ <u>第6条—第11条</u> ） 第2節・第3節 略 第3章 削除 第4章 鳥取県個人情報保護審議会（第37条—第37条の5） 第5章 雜則（第38条—第40条） 第6章 罰則（第41条—第46条） 附則 (目的) 第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を <u>定めるとともに</u> 、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略

に限る。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書等に記録されているものに限る。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

(9) 非識別加工情報 次のいずれかに掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第39条第1項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第2条第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第2条第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(10) 実施機関非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特

定の個人を識別することができることとなるもの
(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。) を除く。以下この号において同じ。) の全部又は一部（これらの一部に鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項に規定する非開示情報（同項第2号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該非開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

ア 第6条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととなるものではないもの

イ 実施機関に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている公文書等の鳥取県情報公開条例第5条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該実施機関が次のいずれかを行うこととなるもの

(ア) 当該公文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(イ) 鳥取県情報公開条例第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ウ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第39条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるもの

(11) 実施機関非識別加工情報ファイル 実施機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の実施機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして規則で定めるもの

(12) 実施機関非識別加工情報取扱事業者 実施機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者（国及び地方公共団体並びに県が設立した地方独立行政法人を除く。）をいう。

第4条 削除

(県民の責務)

第4条 略

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務についてでは、適用しない。

(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であつた者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(県民の責務)

第5条 略

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務についてでは、適用しない。

(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であつた者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (4) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）であって、1年以内に消去されることとなるもののみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- (8) 第2号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報ファイルに記載される項目（以下「記録項目」という。）の一部若しくは次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- (1) 記録情報の収集方法
- (2) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第5条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的。以下「利用目的」という。）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

2～6 略

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

2～6 略

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報（実施機関非識別加工情報及び削除情報（第31条第3項に規定する削除情報をいう。第45条第1項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2～4 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び鳥取県情報公開条例第2条第1項第4号に規定する全部出資法人（以下「全部出資法人」という。）を除く。）に関する情報（同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。）又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(5)～(8) 略

(費用負担)

第20条 この条例（第3章を除く。）の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報を印字装置により出力した物の写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

2 略

第3章 実施機関非識別加工情報の提供

（実施機関非識別加工情報の作成及び提供等）

第31条 実施機関は、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2～4 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第1項第4号に規定する全部出資法人（以下「全部出資法人」という。）を除く。）に関する情報（同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。）又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(5)～(8) 略

(費用負担)

第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報を印字装置により出力した物の写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

2 略

第3章 削除

第31条から第36条まで 削除

る。以下この章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

- 2 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために実施機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 前項の「削除情報」とは、実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第32条 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルが第2条第10号のアからウまでのいずれにも該当すると認めるとときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第34条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第34条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 当該個人情報ファイルが第2条第10号イ(イ)に該当するときは、第37条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第33条 実施機関は、規則で定めるところにより、定期的に、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

(実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第34条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をする

ことができる。

2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に用いる第39条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容
- (6) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第44条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日か

ら起算して2年を経過しない者

- (5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者
- (8) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第36条 実施機関は、第34条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第34条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第34条第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第34条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第39条第1項の基準に適合すること。
- (4) 第34条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであること。
- (5) 第34条第2項第6号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。
- (6) 第34条第2項第5号の提案に係る実施機関非

識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、第34条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第38条の規定により実施機関との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、第34条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(私人に対する意見書提出の機会の付与等)

第37条 第34条第1項の提案に係る個人情報ファイルに私人（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人以外の者をい、当該提案をした者を除く。以下この条及び第43条第1号アにおいて同じ。）に関する情報が含まれており、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記載があるときは、実施機関は、前条第2項の通知をするに当たって、当該私人に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の通知に先立ち、当該私人に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該私人の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 私人に関する情報が含まれている個人情報ファイルであつて個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記載があるものについて、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報に該当すると認められる場合に前条第2項の通知をしようとするとき。

(2) 私人に関する情報が含まれている個人情報フ

ファイルであつて個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記載があるものについて、当該情報が公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない情報（規則で定めるものを除く。）に該当すると認められる場合に前条第2項の通知をしようとするとき。

3 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた私人が第34条第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出了したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該私人を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第38条 第36条第2項又は第42条第2項の規定による通知を受けた者は、規則で定めるところにより、実施機関との間で、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(実施機関非識別加工情報の作成等)

第39条 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないよう及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(実施機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第40条 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成したときは、当該実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 実施機関非識別加工情報の概要として規則で定める事項
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第41条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該実施機関非識別加工情報について第38条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該実施機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項
- (3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容
- (4) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が第35条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 前項第3号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(提案の審査等)

第42条 実施機関は、前条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 前条第1項の提案をした者が第35条各号のいずれにも該当しないこと。

- (2) 前条第2項第3号の事業が新たな産業の創出
又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の
実現に資するものであること。
- (3) 前条第2項第4号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。
- (4) 前条第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第5号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、前条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- (1) 第38条の規定により実施機関との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、前条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(手数料)

第43条 第38条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を規則で定めるところにより納めなければならない。

- (1) 第36条第2項の規定による通知を受けた者
19,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額
ア 第37条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する私人1人につき200円（当該機会を与える場合に限る。）
イ 実施機関非識別加工情報の作成に要する時間
1時間までごとに3,600円
ウ 実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(2) 前条第2項の規定による通知を受けた者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア イ以外の者 当該実施機関非識別加工情報について、前号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額と同一の額
イ 第38条の規定により当該実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 11,400
円

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第44条 実施機関は、第38条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第35条各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第45条 実施機関は、実施機関非識別加工情報、削除情報及び第39条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「実施機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、実施機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第46条 実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た実施機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第47条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置

する。	する。
(1) 第5条第3項第4号、第7条第5項及び第8条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。	(1) 第6条第3項第4号、第7条第5項及び第8条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
2~7 略	2~7 略
(審議会の調査権限)	(審議会の調査権限)
<u>第48条</u> 略	<u>第37条の2</u> 略
2~5 略	2~5 略
6 前各項に定めるもののほか、審議会は、 <u>前条第1項</u> の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	6 前各項に定めるもののほか、審議会は、 <u>第37条第1項</u> の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(意見の陳述)	(意見の陳述)
<u>第49条</u> 略	<u>第37条の3</u> 略
(意見書等の提出)	(意見書等の提出)
<u>第50条</u> 略	<u>第37条の4</u> 略
(答申書の送付等)	(答申書の送付等)
<u>第51条</u> 略	<u>第37条の5</u> 略
(適用除外)	(適用除外)
<u>第52条</u> 略	<u>第38条</u> 略
(運用状況の公表)	(運用状況の公表)
<u>第53条</u> 略	<u>第39条</u> 略
(規則への委任)	(規則への委任)
<u>第54条</u> 略	<u>第40条</u> 略
(罰則)	(罰則)
<u>第55条</u> 実施機関の職員若しくは職員であった者又は <u>第11条若しくは第45条第2項</u> の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された <u>第2条第8号ア</u> に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	<u>第41条</u> 実施機関の職員若しくは職員であった者又は <u>第11条</u> の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された <u>公文書等</u> であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう <u>体系的に構成したもの</u> （その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

<u>第56条</u> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た <u>保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u>	<u>第42条</u> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た <u>公文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u>
<u>第57条</u> 略	<u>第43条</u> 略
<u>第58条</u> <u>第47条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u>	<u>第44条</u> <u>第37条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u>
<u>第59条</u> <u>第55条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</u>	<u>第45条</u> <u>第41条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</u>
<u>第60条</u> 略	<u>第46条</u> 略

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第3条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>(開示義務)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、<u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条、次項及び附則第3項の規定は、同日以降の規則で定める日から施行する。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 2 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(本人確認情報の保護に関する審議会) 第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第47条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。 2 略	(本人確認情報の保護に関する審議会) 第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。 2 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

- 3 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表第1（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>調査審議する事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥取県個人情報保護審議会</td><td>(1) 鳥取県個人情報保護条例 (平成11年鳥取県条例第3号) 第47条第1項各号に掲げる事項 (2) 略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県個人情報保護審議会	(1) 鳥取県個人情報保護条例 (平成11年鳥取県条例第3号) 第47条第1項各号に掲げる事項 (2) 略	略		別表第1（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>調査審議する事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥取県個人情報保護審議会</td><td>(1) 鳥取県個人情報保護条例 (平成11年鳥取県条例第3号) 第37条第1項各号に掲げる事項 (2) 略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県個人情報保護審議会	(1) 鳥取県個人情報保護条例 (平成11年鳥取県条例第3号) 第37条第1項各号に掲げる事項 (2) 略	略	
名称	調査審議する事項																
略																	
鳥取県個人情報保護審議会	(1) 鳥取県個人情報保護条例 (平成11年鳥取県条例第3号) 第47条第1項各号に掲げる事項 (2) 略																
略																	
名称	調査審議する事項																
略																	
鳥取県個人情報保護審議会	(1) 鳥取県個人情報保護条例 (平成11年鳥取県条例第3号) 第37条第1項各号に掲げる事項 (2) 略																
略																	

条例名等	鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県中部地震の発生、人口減少社会の到来及び人口減少対策の取組状況に鑑み、中山間地域において、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる災害に強い安全な地域づくりを進めるとともに、人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり及び人口減少に歯止めをかける地域づくりを強力に推進するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 中山間地域の振興に関する基本方針に、中山間地域の振興は、農林地、宅地その他の土地及び建物等の適正な保全管理及び有効活用が図られるよう推進されなければならないことを加える。</p> <p>(2) 県は、中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針に客観的指標を設定することとし、その達成状況を毎年度検証しながら対策を行うものとする。</p> <p>(3) 県、市町村及び県民等が重点的に取り組む施策について、次の3施策を加える等の見直しを行う。</p> <p>ア 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進に関すること。</p> <p>イ 移住の推進等による新たな人の流れの創出に関すること。</p> <p>ウ 子育て環境の整備及び確保に関すること。</p> <p>3 施行期日 平成29年4月1日</p>

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正する条例

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化に<u>育まれ</u>、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食、<u>災害に強い人と人、人と地域とのきずな</u>の<u>強さ</u>等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式を<u>育む</u>場である。</p> <p>この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。</p> <p>しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、買い物困難地域の拡大等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。</p> <p>このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能、<u>人と人、人と地域とのきずな</u>の<u>強さ</u>を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携え、<u>中山間地域の有する財産を生かして</u>中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、<u>人と人、人と地域とのきずな</u>の<u>強さ</u>も資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に<u>生かして</u>推進されなければならない。</p> <p>4・5 略</p>	<p>鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化には<u>ぐくまれ</u>、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式を<u>はぐくむ</u>場である。</p> <p>この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。</p> <p>しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、買い物困難地域の拡大等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。</p> <p>このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、<u>人と人との結びつきの強さ</u>やまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に<u>活かして</u>推進されなければならない。</p> <p>4・5 略</p>

6 中山間地域の振興は、中山間地域に存在する農林地、宅地その他の土地及び建物等（構築物又はそれらに付随する工作物を含む。）（以下これらを「土地建物等」と総称する。）の適正な保全管理と有効活用が図られるよう推進されなければならない。

7 略

8 略

(県の責務)

第4条 略

2 県は、前項に規定する行動指針の策定に当たっては、施策の目標となる数量的指標その他の客観的指標を設定するものとし、その達成状況を毎年度検証しながら施策を行うよう努めるものとする。

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、及び自然環境、歴史、文化等の豊かさ、人と人、人と地域とのきずなの強さ、土地建物等その他の地域の資源を有効活用するなど、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 災害に強い安全な地域づくりの推進に関する施策で次に掲げるもの

ア 住民の防災意識を高め、災害への事前の備えの充実を図ること。

イ 誰もが安心して生活できるよう、周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立を図ること。

ウ 消防団及び自主防災組織など消防防災体制の

6 略

7 略

(県の責務)

第4条 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

強化を図ること。

工 防災機能又は避難所機能を備えた住み慣れた地域で暮らし続けるための地域生活を支える拠点の整備を図ること。

オ 産業又は生活の基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備を図ること。

(2) 安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア 略

イ 地域における医師、看護人材及び介護人材の確保等による保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実を図り、住民自らの健康の保持増進に努められるようにすること。

ウ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ること。

エ 略

オ 略

(3) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進し、その活躍の推進を支援すること。

イ 地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

ウ 著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の安心な日常生活及び社会生活を確保し、並びに災害に備えるため、周辺地域との連携及び県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ること。

(4) 略

(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア 略

イ 地域における保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実を図り、住民自らの健康の保持増進に努められるようにすること。

ウ 子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境を確保すること。

エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進並びに消防防災体制の強化を図ること。

オ 略

カ 略

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力ができるよう、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ること。

ウ 地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。

(3) 略

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ること。

イ 農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域

	<p><u>資源を活用した新しい産業の創出を図ること。</u></p> <p>ウ <u>地域産業を支える人材の育成、企業の誘致等による就業の場の確保を図ること。</u></p> <p>エ <u>地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。</u></p> <p>オ <u>地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。</u></p>
(5) 略	
(6) 略	
(7) 略	
(8) <u>中山間地域の特色を生かした産業の振興及び仕事の創出に関する施策で次に掲げるもの</u>	
ア <u>地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ること。</u>	
イ <u>農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新たな産業の創出を図ること。</u>	
ウ <u>地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。</u>	
エ <u>地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。</u>	
(9) <u>移住の推進等による新たな人の流れの創出に関する施策で次に掲げるもの</u>	
ア <u>地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。</u>	
イ <u>地域の産業を支える人材の育成、企業の誘致及び就業の場の確保を図ること。</u>	
ウ <u>管理が困難となり放棄され、又は放置されるおそれのある土地建物等の情報を収集し、利活用を希望する者に提供するなどしてその有効活用を図ること。</u>	
(10) <u>子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを生み育てことができる環境の確保を図ること。</u>	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条例名等	関西広域連合の公平委員会の事務の受託に関する規約を定める協議について
提出理由	<p>1 提出理由 関西広域連合長から、公平委員会の事務を鳥取県に委託する協議があったので、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>
出理由	<p>2 概 要 事務の受託、経費等に関する規約を定めるための協議を行う。</p>
及概要	<p>3 施行期日 平成29年4月1日</p> <p>4 参 考</p> <p>(1) 受託する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 勤務条件に関する措置要求審査 イ 不利益処分についての審査請求に対する採決 ウ 苦情の処理 エ 法律に基づき、その権限に属せしめられた事務 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 管理職員等の範囲を定める規則の制定（地方公務員法第52条第4項） (イ) 職員団体の登録（地方公務員法第53条第1項） (ウ) 公平委員会規則等の制定（地方公務員法第8条第5項、第11条第5項） (エ) 人事行政に関する専門的な知識等を授受するための協定の締結 (地方公務員法第8条第7項) (オ) 元職員による働きかけを受けた職員からの届出の受理、任命権者への調査の要求 (地方公務員法第38の2、38条の5) (カ) 職員団体に法人格を付与する場合の認証（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第9条第3号） <p>(2) 受託期間 2年間（平成29年度、30年度）</p>

関西広域連合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約案

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、関西広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。